

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席に着いてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

10番、鈴木好行君の一般質問を許可します。

鈴木好行君。

[10番 鈴木好行君 登壇]

○10番（鈴木好行君） それでは、通告書に従いまして質問いたします。

質問事項は2点でございます。

まず1点目、未使用の町有地、公共建物の今後はどうされるかということでございます。

現在、町には使用していない土地や建物が点在しております。今後も認定こども園や小学校の統合により、その数が増加すると考えられます。町有地においては区や業者に草刈り等の管理を委託して空き地のまま放置している箇所も見受けられます。

この現状を踏まえ、以下の点を伺います。

一つ、町有地は只見町土地利用計画に沿った形で管理されているか。正確にはこれ、平成26年の第二次国土利用計画只見町計画というものがございまして、あともう一つ、只見町土地利用計画書というものがあって2種類ございましたので、ちょっと曖昧な質問書になっ

てしまったということをお詫びします。

二つ目として、町有の宅地の有効利用は考えていらっしゃいますか。

3番目として、老朽化で本来の使用用途を満たしていない建物、例えば医師住宅等の今後の計画はどうなっていますか。

4番目、小学校統合後、残された校舎の有効利用計画はいつまでに示されるのかでございます。

2点目として、八十里越開通を見据えた今後の取り組みはということでお伺いします。

八十里越開通後を見据え、駅前複合施設の建設計画が進む中、観光施設の魅力向上に向けた取り組みが見受けられません。

以下の点を伺います。

一つ目として、インバウンドに向けた今後の取り組みはどうされるのか。

二つ目、旧八十里峠や沼の平周辺の整備、これ、浅草岳登山口を含めた整備。それから公衆トイレの設置に対する考えはどうなっていますか。

3番目として、ユネスコエコパーク、それからネイチャーポジティブ宣言、包括連携協定。これをどのように活用させるのか。

4番目として、現在、有効活用されていないご当地なびアプリ。今後の取り扱いはどうされるのか。

以上、お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、鈴木好行議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、未使用の町有地、公共建物の今後は、についてであります。項目ごとにお答えいたします。

1点目の町有地は、只見町土地利用計画に沿った形で管理されているかですが、土地利用計画は、住宅・商業・工業・農業・森林など、土地をどのように使うかを総合的・長期的に定め、無秩序な開発を防ぎ、良好な環境や効率的な都市活動を実現するため、国土利用法に基づき策定される計画であり、只見町では平成26年に第2次国土利用計画只見町計画を策定しております。この計画は、基本的な町土利用の方向性を定めているものであり、土地の管理について定めているものではありませんが、町有地の管理については適正な管理

となるよう努めてまいります。

2点目の町有宅地の有効利活用についてであります。現在、個別に具体的な検討を行った経過はございません。今後、将来に向けた利用の可否等を必要に応じて検討してまいります。

3点目の老朽化で本来の使用用途を満たしていない建物の今後の計画についてであります。お質しのとおり、医師住宅のほか駅前住宅や礼堂住宅など複数の建物が利用されておられませんので、今後、順次、解体を行いたいと考えております。

4点目の小学校統合後、残された校舎の有効利用計画はいつまでに示されるかについてであります。小学校改革審議会の答申において、只見小学校を役場庁舎や観光交流施設として、明和小学校を新たな公民館や旧朝日公民館に収蔵されている民具等の収蔵・展示施設としての活用など、いくつかの提案がなされておりますが、引き続き町民や議会のご意見を丁寧に伺いながら、早期策定に努めてまいります。

次に、八十里越開通を見据えた取り組みは、とのご質問であります。項目ごとにお答えいたします。

1点目のインバウンドに向けた今後の取り組みについてであります。まずは、来てもらえるための情報、来てもらって困らないための情報提供が大切だと考えます。具体的にはグーグルマップ上の情報の整理、看板やパンフレットなどの多言語対応、W i F i の整備など今後、計画的に進める必要があります。

2点目の旧八十里峠や沼の平周辺の整備、公衆トイレの設置に対する考えですが、旧八十里峠につきましては、三条市、魚沼市とともに、歴史の道八十里越の史跡指定に向けて総合計画を3月に策定し、遺跡の保存活用を図ってまいります。沼の平周辺については、本町の中でも特に豊かな自然が残されていますので、ガイドを伴うトレッキングを推奨し、浅草岳の登山道整備と併せて整備してまいります。

公衆トイレにつきましては、広域圏消防本部旧只見出張所跡地に設置を検討しております。

3点目のユネスコエコパーク、ネイチャーポジティブ宣言、包括連携協定をどのように活用できるかについてであります。まず、ネイチャーポジティブ自治体認証は、企業とのマッチングや企業版ふるさと納税の推進に大変有効と考えております。4番議員にもお答えしましたが、環境や自然への関心が高まる中、ユネスコエコパークを持つ町の強みはさらに増すと予想され、大学や企業の研究フィールドとしても大いに活用していただきたいと考えてお

ります。また、モンベル、地球元気村、日本ウォーキング協会など、連携させていただいております企業・団体様には既に活動の場所として来町いただいているところであります。今後、様々な活用方法が想定されますので、これからの重要な取り組みとして推進してまいります。

四つ目の、ご当地なびアプリの取り扱いについてですが、令和5年から事業を開始し、11月末現在、登録事業者30社、登録者1,098人となっています。福島県でも令和8年度からポイントアプリの運用を開始、インバウンド観光への対応としてキャッシュレス化への対応など、アプリを取り巻く環境が急激に変化していることから、事業内容について検討を始めることとしました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） ありがとうございます。

それでは、最初、未使用の町有地、それから公共建物について考えを伺ってまいります。

先ほど申しましたように、この計画書の中にですね、計画書の10ページに、人口減少に伴い、空き家や空き地、空き店舗、事務所、利用頻度の少ない公共施設の発生が懸念されることから、有効利用と施設の統廃合を含めた見直しを図るという一文がございます。今現在まさにですね、その状態になっております。それで私有地については町が関与すべき問題ではないと思うんですけれども、町有地に関して言えば、今後、認定こども園が一箇所に統合になれば、只見と朝日の保育所はいらなくなると。それから、小学校についても只見小学校と明和小学校が空いてくる。それから、今、陳情にもあがっておりました蒲生の集会所施設。そこも取り壊しになれば、あそこの土地は町有地だと伺っております。ですから、そうした町有の使わない空き地がこれからどんどん、増えていくんじゃないのかなというふうに思っています。ですから、私は、現在、この只見町で土地というのは資産という扱いにはなっていますけれども、この只見町においては、これ、負の資産じゃないのかなというふうに考えます。何も使用していないところに、毎年毎年、固定資産税を払って、管理費ばかりかかってきて、で、町民の中にも、土地いらねえんだよなって。誰かもらってくれる人いれば、タダでも引き取ってもらいてえって、そういった方々も声も多く聞こえます。ですから、そうした中でこの土地の有効利用を町として考えていかなければならない時期になっているんじゃないのかなというふうに考えて質問をいたしております。

ですから、その中で、町有地で現在、空き地、町有の空き地になっているところで、それぞれの集落や団体、業者とかに、草刈り等の管理を頼んでいるところ、何箇所ぐらいございますでしょうかというのと、その管理費はいくらぐらいでしょうかというの、もし、データ、資料があれば教えていただきたいと思います。もし、お手元になれば、そういった実態があるのかどうかだけでもいいからお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど町有地の管理のお質しでございます。

詳細なちょっと、数字は今持ち合わせてございませんが、町内で総務企画課が普通財産として管理をさせていただいている中で、草刈り等を年間行っている箇所については、たぶん、5箇所・6箇所程度だったと思います。基本的に業者さんといいますか、シルバー人材センターの方、シルバー人材センターと契約をさせていただいて、年間2回から3回程度の草刈りをさせていただいています。ちょっと、個所数についても正確ではないので、私の記憶で大変申し訳ありませんが、5・6箇所だったというふうに考えております。費用的にも、年間10数万円程度、シルバー人材センター、お安くやっただいておりますので、その程度の費用負担だというふうに記憶しております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） まず、そういった土地からですね、なんとかあの、マイナスの資産から転じて、負の資産にできないかというふうに考えました。それで、結局、今後、観光に役立てるとか、そういったがなもあって、草を刈るんじゃないなくて、例えば花を植えるとか、そういった生産的な考え方もあっていいんじゃないのかなというふうに考えました。それで、これについては返答はいらないので、この後、そういう方法はできるのかどうかというふうに庁内で検討してください。無理な時は無理だというふうに思ってもいいかもしれません。

ですから、そうやって、毎年毎年、金をかけて整備、草刈り等しているところであれば、それほどお金をかけなくてもできることがあるんじゃないのかなというふうに思います。

これは、国交省のですね、令和6年3月に出した、国交省の建設経済局土地政策課のとりまとめにですね、空き地等の新たな活用、空き地等の利活用に関する推進的取り組みという形で、様々、全国の各市町村で行っている取り組みが紹介されています。その中には只見町にはちょっと無理だなというふうな事例もございましたけれども、柏市あたりでは、貸し庭ということで、公有地を公園や野菜を作るということで市民が整備して、それぞれ行ったり

しております。それから横浜市にもですね、住民が利用法を提案して花壇や農作物を作っているというふうな形で利用されているところもあります。こうした先進事例を学んでですね、そんなに金をかけないで、ここの土地、どうぞ使ってくださいよ、みたいな形で整備するという考えも私は良いのではないのかなというふうに感じております。その辺についてのお考えを一回伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのお質しでございます。

有効活用ということで、今、ご提言をいただいておりますが、先ほど申し上げました、年間、数回の草刈りをしている場所というのは、元々、宅地であった場所、建物が建っていて、建物を壊して、残っている場所が多くございます。ですので、下がもう、砂利であったり、そこから経年で草が生えてきているところが多いということで、花を植えたり、また、何らかの作物等の活用という話になりますと、また、そこへちょっと、(聴き取り不能) するとか、新たな費用負担がかかってくるということになるかなと感じております。

そのほか、逆にあの、町民の方で、この場を、こういった形で使ってみたいというようなご提言等がいただけるのであれば、そういった中で検討していくことは可能だというふうには考えておりますので、今後、そういったことも含めながら、何らかの利用を、できるかどうかも含めて検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほど、宅地というお話が出ました。まさにあの、その宅地も結構、町で持っていらっしゃるわけで、そうしたところ、宅地ですので、家を建ててもらえばいいんじゃないのかなというふうに考えています。ですから、そうした中、これほど移住定住を求めているならば、その宅地を整備して、その方々に無償で与えるというぐらいの政策を持っていてもいいんじゃないのかなというふうに思います。無償でこの宅地差し上げますと言っても、はい、わかりましたと言って喜んで只見に来られる方というのは、あまり多くないというふうに私は感じておりますが、せめてそのぐらい思い切ったことをやっていかないと、この移住定住になかなかうまく、成果として繋がっていかないのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

今、議員からご提案あったような取り組みについては一つの方法だとは思いますが、やはり、多面的に考えていかなければならないというふうに思います。

まずはあの、全体の町の財産、いろいろ経過辿って、例えば町有地になった、そこに町が建物を建てたということは、皆さんの税金で建てるわけですから、それをよそから来られた方に差し上げるということは、来られる方にとってはメリットあると思いますが、町内の方で自分で働いて家を建てられている方との公平感とか、その辺の折り合いが一つあるかなどは思いますし、よそでも様々、そういった事業をやっているところがあることは多少承知してますが、やはり、それにはその出口も併せて考えていかないと、そういった方が来ていただいて、町の様々な求める担い手になっていただくと。その条件というところとちょっとあれですが、条件としてそういった住宅を無償で貸すとか、なんか、あとは最終的には差し上げるとか、何年か後に差し上げるというところ、これ、やっている、どこか、自治体あったようですが、ですからそういったのは大変参考になるご提案だとは思いますが、その辺の制度としてもっていき、作り上げるところにいろんな齟齬があっては、せっかくの良い提案もうまくいきませんので、やはりその辺のところは一つのご提案として受け止めまして、丁寧に様々な面から検討をしていく必要があるというふうに思います。一つの提案として受け止めさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非、提案として、提案を実現していただきたいなというふうに思います。

そしてあと、今ほど、町長おっしゃいましたけれども、やっぱり、そういったいろんな経緯があると思います。それぞれの土地には。ですから、そうした中でちゃんとした制度設計をして、転売をできない方法を考えるとか、少なくとも何年以上は住んでいただかないといけませんよとか、何年住んだらあなたの持ち物になりますよとかっていう、そういう条件をいろいろ考えて、付帯条件を考えていかなければならないと思いますけれども、まず前提に、この過疎を問題として、結局、移住者・定住者をどうやって増やしていくかという、そこを第一義に考えて進めていっていただきたいなと思います。

そうでないと、先ほど申しましたように、町有地、どんどん増えますよ。たぶん。町有の空き地が。これから先、介護保険施設においてもあさくさホームが去年、閉所されました。まあ、一部使っているような形でございますけれども、あれだけ広い施設は必要と今度はし

なくなるというふうな形で、今後、どんどん、そうやって事業が縮小になっていった場合に、じゃあ、その土地をどうするのか。どうやったら有効活用できるのかっていうふうなことは、やはり、町として考えていかなければならないことであると思うし、そしてあと、箱ものについてもお金もかかります。そして、その運営方法も問題となってきます。ですから、そうしたことを考えていくと、まずはあの、町の手から放して利用したい人に利用していただくというシステムを考えていかれたらいかがかなというふうに思っておりますけれども、その辺もう一回答弁お願いしてよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほど国土交通省の土地政策課ですか、そこからの先進的な取り組みの何例かを教えていただきました。ありがとうございます。

そういった中で、総務企画課長答弁したように、只見町になかなか馴染まないものと、さらに検討していかなければならないことに分けられるかというふうに思いますが、私がかねがね、農林建設課長と話しているのは、冬場の除雪、除排雪、そういったところで、除排雪場の確保ということで、町有地といいますか、そういったところを今、確保できないかと。そして、例えば夏場はそこに簡易なベンチを置いて、子ども達とか、高齢者の方とか、日中、天気の良い時、そこにこう、ちょっと座ってお話できるとか、車の通行もない空き地ですから、そういった環境を整えばどうかということの話はしています。が、やっぱりその辺のところは、これまた制度設計といいますか、地域の不公平感が生まれないように、只見町の中でのモデル事業とか、只見町の中の先進的事例だというふうにやっていかないと、どうしてあの地区なんだ、どうしてあの集落なんだということになってしまいますので、そこら辺は今、丁寧に検討をしてもらっています。ので、そこに、可能であれば、なかなか花の管理大変ですけど、プランターの花であれば、一面に花でなくても、そこ、いくつか置いてあれば、非常に心も穏やかになりますし、プランターの花とか、植えてもらってもいいんですけど管理大変なんで、プランターの花とか、簡易なベンチがなって、それが冬になったら雪を押すとか、そういったことで各集落にあったらいいかなって、まだ話してる程度なんですけど、そういったことも考えられるかなというふうに思います。

あとはあの、昨日のお話の中にもありましたが、Iターンとか、Jターンとかありますが、集落の方のご理解、コミュニケーションといいますか、コミュニティを大切にしていかないと、町の空き地解消のためにやっているんだということが前面に出てしまうと、その側面は

ありますけど、やはりコミュニティを大事にしながら受け入れてもらえる、そういった制度設計はより丁寧にやっていかなければならないと思いますので、提案としては先ほどと同様、貴重なご提案だと思いますので、受け止めて多方面からその辺の検討はさらにしていきたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 前提に、町有地はまあ、町民のものであるという考えに立っていただいて、町民が利用できること。それから町民の利便性に繋がること。町のためになることというふうな認識を持って、今後検討していただきたいと思います。

ただあの、荒らしていて、草ぼうぼうの状態、年に2回ほど刈り払っているというような管理は、私は本来の使用目的からは遠くかけ離れた使用方法だと思っていますので、その辺のところもう一度、庁内でご検討願いたいと思います。

それからあと、一つ気になっているのは、誘致企業に関してなんですけれども、誘致企業が、例えばこの町内を希望された場合、この間、この間たって、数年前、TN産業が撤退されまして、今現在はトンネル工事のために一時貸しているような形では、トンネル工事ではねえな、スノーシェットの基礎組みの鉄筋の加工置き場だな、という形で使ってはおりますけれども、ああした中で、結局あの、その工業用地ありますよというふうな情報発信を、例えばされているのかなど。現在の状況ですから、なかなか、土地ありますよといっても、そういった形で来てくださる工場とか会社って少ないと思うんですけれども、そういった情報発信もしなければ尚更来ない。もしかして、探している業者も1者ぐらいはあるかもしれない。その辺のところ、現在、どういうふうな情報発信をされているかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 誘致企業ということで、企業の立地の説明会というか、首都圏で年に1回ありますけれども、そういったところで只見町、今のところ、そのTNの跡地、そしてあと二軒在家、大規模なところはそこ、ありますけれども、そういったところを周知させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 周知方法はどのようにされていますか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） パンフレットといいますか、それを作って、それでまあ、只

見町の自然の、この概況と、そしてその立地の、土地の状況等を周知させていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それは相手先は、自由に見れるような形になっているのか、はたまた、DMとかで送っていらっしゃるのか。特にやってねえば、今のところやってねえって言ってもらってもいいんですけれども、実際にやっていらっしゃる具体的なお話で教えていただいてよろしいですか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 福島県全体で取り組んでおりますので、そういった、只見町の場所について、ほかの町村も含めて福島県のホームページのほうに載っております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 県のホームページ見ると、只見町でなく、ほかの町村もたくさん載っています。ですから、私あの、ちょっと、話ずれますけれども、今、只見は空き家バンク、空き地バンクやっています。そして、その中で、前よりは増えてきて良かったなというふうな登録件数が、見させていただくと登録件数増えています。町のそういった土地を、空き地バンクみたいなのところに載せるには弊害があるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 空き地バンク、そして空き家バンクとありますけれども、あそこ、ちょっと工夫をしながら、今提案がありました件について検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、そうした空き地。これは工場誘致の場所だけでなく、先ほど話が出ました宅地であるとか、原野でありますとか、そうしたものをですね、町のホームページにこのぐらいありますよというふうな形で謳って、利用したい方は町外者であっても何らかの条件を付けて利用させていただいてよろしいですよ、みたいな形で利用されるような方式をとれないものなのでしょうか。ということで、もう一回答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 企業の誘致の土地については、先ほど私が答弁いたしましたように、工夫させて、ちょっと研究させていただきたいと思います。

また、ほかの町有地については総務企画課のほうと相談させていただきながら、こういった形で、実際、それを町が、やる場合、公売という形になると思いますけど、そういった段階に応じた時にするのか、それとも事前にそういう掲載するのか、相談させていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 直接、その公売という形にもっていかれるのか、貸すという形にもっていかれるのかは庁内でまた検討していただきたいなというふうに思います。

それからあの、建物のお話。先ほど老朽化で、ここには医師住宅、それから駅前住宅、礼堂住宅というふうにお話ありました。それで順次、解体を行いたいと考えております。これ、年度的には、もう次年度から取り掛かっていきたいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 予算編成の中で相談をさせていただきながら、順次できるところから進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そのほかにですね、ここにもありましたが、現在、民具の収蔵庫の、集めた農具入れですか、倉庫代わりになっている旧朝日公民館。それからあと明和公民館に付随した消防車庫の2階にある建物とか、そういった今後考えていかなければならないものってたくさんあると思います。そしてあと、只見保育所、それから明和保育所に関しても結構、老朽化もしております。その辺のところの使用法もこれから考えていかなければならないと思いますけれども、その辺のところはどういった認識でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私のほうから教育財産の関係もありますのでお答えをさせていただきます。

まずあの、この小学校の統合に関してであります。現在、只見中学校を中心としたエリアに小中一貫校を整備するということになると、明和と只見の校舎の扱いがどうなるのか。またあの、こども園が将来、統合するということになると、只見と明和の保育所どうなるのかということだというふうに思いますが、これからあの、教育委員会では、まず教育行政財産の使用計画にあたって、学校づくりの準備委員会を立ち上げたいなというふうに考え

てます。その中で町民の方は関係者の皆様方と、その保育所や空き校舎の利活用についても、教育財産としてどのような活用ができるかということを検討していきたいなというふうに思っています。

あとはその後、そういったご意見をいただきながら、方針を出し、また町全体の公共施設の再配置計画もあると思いますので、そういったところと調整をしながら、その利活用、有効活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（鈴木好行君） 公民館については。旧朝日…

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 今ほど、明和公民館の附属施設につきましてのお質しもございました。まさに老朽化が進んでいるというところでございますが、町長答弁にもございましたとおり、明和小学校の、新たな公民館であったり、様々な提案がなされております。今ほど教育長からのご答弁にもございましたとおり、教育施設の方針の検討と併せまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） お金がかかることなのであれなんですけども、使用しないものは、もう、壊したらいかがでしょうかというのが私の考えです。将来、とっておいたら使えるかもしれねえけども、っていうふうな形でとっておく建物というのは、老朽化が進むのが大変早いです。ですから、そうした中で、よく都市部では、空いている、空いたホテルであるとか、空いた小学校であるとか、そういったものが、すぐ、いたづらをされたり、心霊スポットとかっていう形で知らない人が入ったりという形で、なかなか管理って難しいと思います。ですから、その辺のところできっかりと壊すものは壊す。そして、新しくするものはするという方針を庁内でできっかり検討をしていただいて、これは残したいよねと。もしかしたら将来、何かに使えるかもしれねえっていう具体的な案がないものは私は壊していいと思います。ですから、その辺のところ、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 基本的な考え方は鈴木議員と一緒にあります。

やはりあの、各課、教育委員会等で、やはり思い入れも強いわけですし、それぞれの意見、また関係者の方で方向性、導き出されたものは尊重していかなければなりません、やはり大きな視点は、今日の新聞ですか、県のほうで、市町村財政が厳しいところは県の振興基金

等を使って支援していくんだという、広域行政体としての支援の姿勢を県知事は示されておられますが、やはり、そうならないようにしていかなければなりません。ですから、メリハリをつけてやる。投資するところには投資する。事業をとりやめる、解体するということは、そのメリハリをつけていかなければならないと思います。やはりそれは、私は来年度一年間の中で、その方向性決めなければいけないというふうに思っています。今年はいくつかの審議会ありまして、議員の皆様にご報告させていただきまして、基本的に了解いただいて、今、その方向で進めておりますが、やはり、その方向性が決まったわけですから、そうしたら、それに伴って、今、議員おっしゃるような、施設はどうするんだということは来年一年間のうちに成案を見てはっきりしていかないと、まず、本来決まった審議会の答申に基づいて事業を、まず、速やかに進めることが一番。そして、それと若干、タイムラグはありますが、残った施設をどうするかということ、それも来年中に決めるということは必要だというふうに思っています。その辺のところが決まらなないと、時間ばかりかけて、会ばかりいっばいやって、結局、一向に形が見えないということは一番避けなければなりませんので、議員おっしゃる方向で検討をしていきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 取り壊せば、当然、また空き地が出てくるわけです。取り壊す際にはその空き地をその後どうするかというふうな、そこまで突っ込んで考えていただきたいかなと思います。

それとあと、只見保育所の跡利用についてですね、若干、ちっと、本来の質問とはずれるかもしれませんが、交流推進課長のほうから委員会説明で、子どもの遊ばせる施設にはどうかという検討をしているというお話がありました。それはあの、駅前複合施設から子育て、子どもを遊ばせる機能を外してどうなんだというふうな質問の時に、近くでもありますし、只見保育所を利用して子どもを遊ばせる環境づくりをしたいというふうなお話がありました。

そしてあと前回の質問の時にですね、認定こども園を創る時には是非、子どもの遊び場も一緒に考えてほしいというふうな形で教育長のほうから、そうした遊び場の提供も一緒に考えていきたいというお話がありました。これ、両方やられるんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 只見保育所については、認定こども園ができれば両方の保育所は基本的に誰も通園しないわけですから、議員おっしゃるように取り壊すという考え方も一つ出てきても不思議ではありませんし、その辺のことも一時考えたことはあります。が、駅前複合施設の整備の中で交流推進課長が話したというのは、やはり子どもの遊び場というのは必要だけでも、この駅前複合施設の中にどうしても入れなくちゃいけないかという中で、最終的にその分は別にしましょうということで除きました。ので、その子ども達が土曜日でも、日曜日でも、いわゆる園が休園の時でも、友達や親御さんと一緒にこう、遊べる場を只見保育所に整備したいなという思いはあります。ので、只見保育所については解体するのではなくて、土曜でも日曜でも、子ども達がまあ、雪とか雨の日でも集まれるような場所が只見にはありませんので、残念ながら。そういうのは必要だなというふうに思っております。ただ、その運営方法について、従来のような方法ではなくて、新たな、NPOとか、そういった力もお借りして、新たな方法も含めて、その運営できる体制も併せて考えていかないと、建物だけできたけど、どうするかでは困りますので、そこも併せて検討をしていきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それからあの、この残された校舎の有効利用計画とか、そういったものを早期策定に努めてまいりますというお話が、答弁がございました。この早期策定というのは、先ほどもあの、学校づくり準備委員会のご意見を聞きながらというふうな話がありました。学校づくり準備委員会の意見はいつ上がってきて、その意見を聞きながら、いつ頃までには決定、方針を決定したいというふうな予定でいらっしゃるのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） これは統合に向けて、学校の運営施設の在り方等々検討してまいります、それに併せて、空き校舎についても、これまで審議会の答申をいただいているものを踏まえて、それを再確認をして、来年度中には整理をして、具体的な検討に入っていくというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどお伺いしました、土地の運用計画、それから町の施設の取り壊し、それから取り壊し後の利用方法、そうしたものをやっぱり、しっかり考えていただいて、そして考えがまとまったら町民にも、我々にも示していただきたい。それも早いほうが

良いと思います。学校統合の校舎が建つ頃には、もう既に使用方法が決まっている状態でないと、先ほど申しましたように、空き時間が長いと老朽化も早くなって、使用もなかなかできないようになると思いますので、その辺のところをお願いして次の質問に移りたいと思います。

それからあと八十里関係なんですけれども、この質問に至ったあれとしては、駅前の複合施設は、今、一生懸命頑張っていると思います。その中で、駅前の複合施設だけでいいのかなというふうに私は感じています。駅前の複合施設だけ造ると、結局、只見はそこで休憩して、ただの、単なる通過点にしかないんじゃないのかなと。只見を目的として来られる人が増えていかないと、なかなか、観光行政うまくいかないんじゃないのかなというふうに感じています。ですから、その辺のところ踏まえてお伺いしますけれども、私は八十里越が開通すれば、旧八十里峠の峠道、あそこは整備すれば、あの入り口からそんなに遠くなくても、30分、1時間で戻って来られるぐらいの場所だけでも良いと思うんで、入り口だけでも良いと思うんで、その辺のところ、ここが昔の峠道だよというふうな形で整備されてはいいのかなと思うのと、そして、そういった案内をするのであれば、そこに駐車場が必要だよねと。そこに駐車場をつくって、人を集めるようになればトイレが必要だよねというふうな思いで質問しました。ですから、このトイレに関しては聊かあの、私の質問内容も悪かったかもしれないんですけれども、そうした感覚で質問しました。その辺のところ、その八十里に関して、旧八十里峠に関して、今後どのような形で観光PRを進めていかれるのかなと思ってこの質問をしました。その辺のところもう一回踏まえてご答弁願います。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） お答えします。

八十里越の旧道につきましては、この3月に八十里越の総合計画を策定しまして、これは新潟県の三条、魚沼、只見町のルートを含めて調査をして、そして遺跡の記録を残し、そこでの活用というところまで、その計画の中には入っております。その中には、まず現状の旧道、古道を保存してこうということが一番でございますので、そのためにやはり人の、入山であります。入山についても、ここは大変険しい山道ですので、そしてあの、大きな木も大変多くあります。ブナ林の中を歩いていく道ですので、非常に危険性も高いところでもありますので、やはりあの、ガイドを伴って入山をするというような規制でこの道は利用しようというふうに考えておりますし、そのように地元の叶津集落ともお話をさせていただ

ているところです。利活用にあたりましては、場所の案内や、サイン表示ですね、または注意喚起などのサイン表示が中心になります。特にあの、トイレとか駐車場を整備するというようなことではなくて、あくまでもあの、例えば叶津の旧番所が受付窓口として、そこからガイドを伴って入っていただくというような構想を考えておりますので、物理的な、ハード的な整備ということではなくて、ソフト的な活用が中心となって、利用者に入っていただくかなというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） それだとあんまり、観光客の増に向けての取り組みとしては弱いのかなというふうに思いますけれども、それはそれでしょうがないと思います。ちゃんと現道を保存しなきゃならないというふうな形で、保存と保護の問題から併せればそれも致し方ないのかなというふうに感じます。ですが、そう、途中でですね、やっぱり入叶津から下田村までの間の福島県分、只見町分のところで、例えばあの、紅葉の景色が見られるところとか、皆さんが立ち止まって写真を撮られるところとか、そうしたところの整備は私は必要だと思います。これあの、駐車場をつくるといっても簡単な話ではなくて、県との協議が当然必要になってくるとは思いますけれども、そうした中で、やっぱりどこか、そうやって景観が良いところとか、そうしたところには駐車場を整備したり、私は駐車場を整備して人が集まれば、そこ、観光地になれば、トイレも必要になってくると思います。そうしたあの、考えを、今はたぶん、ないでしょうから、今後、開通してからでも何でもいいと思うんで、そうした中で取り組みは必要になってくるのかなというふうに思います。その辺のところ、観光の面で盛り上げていくという計画は今はお持ちではないでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 八十里越が開通した時に、その写真を撮る、スポットというところで、景観を楽しんでもらうとか、そういうような場所かと思えますけれども、国道沿いではありまして、そういった場所も国交省の計画の中に何箇所かあるというふうに、官公レベルでは聞いておりますが、福島県側では今のところ、そういった計画はないというふうに聞いております。

一つ、やっぱりあの、特に優れた自然環境の只見町の中でも、場所でありますので、保護と活用という面からでの整備といいますか、そういうものを進めていかなきゃいけないのかなというふうに観光担当課のほうでは考えておりますけれども、議員がおっしゃるように、

そういったスポット的なものというものは、自然に影響を与えない範囲であることが魅力的ではないかというふうに考えておりますので、そういった点について、今後になりますけれども、国や県等にお話をさせていただき、観光の立場からお話させていただくことはしていければなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これ、八十里、289の開通に合わせて、国とか県のほうで駐車場であるとか、チェーンの装着場であるとか、そういったもの、何箇所ぐらい、只見町側に考えていらっしゃるのかっていうのは農林建設課長、ご存じでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） チェーン着脱所については、現在の入叶津橋の手前のところに整備をされる予定ということで聞いております。

あと除雪機械等々のUターン場所として、旧八十里越の、ちょっと、史跡の少し下かな、のところに整備をされるということは聞いております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうした形ですね、県のほうは当然、そうやって必要なのかもしれないし、あと除雪が始まった時は、やはり、除雪の機械と普通の乗用車ってすれ違うの、なかなか難しい。ましてや除雪車同士ってなかなか難しいんで、そうした退避場所の整備についてもこれから検討していかなければならないのかなというふうに思いますけれども、若干、本来の質問の趣旨から外れるので、その辺のところにおきますけれども、そうした中で、観光の磨き上げの中に、あと只見の特産品の開発というのも、まだまだ足りないんじゃないのかなというふうに思っております。再三申し上げておりますふるさと納税の返礼品とかにつきましてもそうですし、なかなかあの、規模が大きくなると対応できるところって、なかなか今の現状だと少ないのかなというふうに思っております。是非、これは返答いきませんが、返答もらうか、只見特産をちゃんと利用して、そうした製品開発をしていただければいいのかなというふうに思うんですけれども、その辺のところ、まあ、相手方もあることですので、町としてどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田功君） 特産品の開発でございますけれども、只見町、伝承産品の開発ということで、ブナセンター中心でやっているものがございますけれども、そういったもの

と、その今、ご質問あった只見特産での製品の開発ということになるかと思えますけれども、第三セクターで町が筆頭株主になっておりますので、そういった面で只見特産とも協議をしながら、そういった可能性についてお願いをしながら、ともに考えていければなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 時間がありませんので最後の質問にしたいと思います。

是非ですね、観光の磨き上げ、それから空いた土地を利用して観光客を呼び寄せる方法、そうしたのもあると思います。

それから最後に一つ、お願いしたいのが、開通時期の正確な把握がほしいなど。というのはですね、開通に合わせていろんなイベントを考えていらっしゃる方もいるのかなと思います。令和8年度の秋もしくは9年度の夏ごろとかっていうのを、これ、私どもで決められるものではありませんので、国交省なり、県なりと協議を進めていただいて、少なくとも来年の春ぐらいには、いつ、いっかが開通日ですよみたいのを把握しておかないと、開通イベントの計画も何もできないので、その辺のところ強く、こちらから、町から、決めてくださいというふうな申出をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えします。

既に申し入れはしております。三条市長とともに。ですが、なかなか、はっきり公表していただけないと。ので、三条市さんは勝手にカウントダウンということで、民間レベルで勝手にカウントダウンしてやったら、国のほうから注意を受けたという話は聞きましたが、市長は、それは民間がやってることなんでというふうに、その場、過ぎされたということも聞きましたが、非常に、一番、皆さん、関心の高いところなんで、引き続き三条市長とともにお願いしてまいります。

あと、1分10秒もらっていいですか。

○10番（鈴木好行君） どうぞ。

○町長（渡部勇夫君） すみません。

まず、先の教育長が答弁した、とおりになんですけども、学校関係。ですが、教育委員会はやっぱり認定こども園の建設や、新たな小学校統合の校舎、あとはカリキュラム、先生方の

関係、本当に多岐にわたる仕事、重要な仕事抱えていますので、やっぱり私としてはそこに注力してもらいたいというのがまずあります。ですから、その後の、只見小学校、明和小学校の空き校舎の利活用については、やはりあの、町部局のほう为主体になってやっていったほうが、教育委員会の負担も軽減されますし、意見としてはもらってもいいんですが、やはり主体としては町部局が中心となって空き校舎については検討していくのが好ましいのかなというふうに思っております。

それと、あとは、ユネスコエコパークとか、いろいろありましたけど、やはり、これまた教育委員会のほうでは文化財であったり、史跡であったりするんで、

今、ちょっと鳴りますので、ちょっと待ってください。(時間の為、音鳴る)

なるんで、そういったオーバーユースにならないように気を付けなければいけない。オーバーユースにまさかならないだろうと思っていても、なるかもしれません。これからの時代。なので、入っていけないところは理由を付けて入っていきません。あとガイドツアーということで、やはり、こういったガイド商品を作っていかなければならないと思ってます。これは旅行商品を、日帰りであろうと、何であろうと、旅行商品を作って、売っていかなければいけないと思います。それができないのが今の町の弱みだと思ってます。それには人材の確保と体制のさらなる強化含めて、やはり議員おっしゃるような、入っていけないところは入っていけないけども、やはり、体感していただいて、只見の良さを体感して、またPRしてもらえそうな旅行商品を作っていくべきだと私は思っていますので、その辺のところはまだ体制整ってませんので。人材の確保とともに。それは努めてまいりたいというふうに思います。

あと、空き地とか、の活用、そういったこともご意見賜りましたので、その辺のところを関係者の方々含めまして、皆さんとしっかり協議して、具体的な方策を出させていきたいというふうに思います。

今、只見町、様々な面で時間ありませんので、やはり一番こう、曖昧な態度で時間過ごしてしまうとなし崩し的に既成事実が積み上がってしまいますので、やはりそこら辺は時間を区切って、やはり来年中にはそういった方向性は出していきたいなというふうに思います。あえて、自分のほうの締め切りをここで喋ることによって、やらなければいけないということになりますので、そのように考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○10番（鈴木好行君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、10番、鈴木好行君の一般質問は終了しました。

次に、11番、齋藤猛君の一般質問を許可します。

齋藤猛君。

〔11番 齋藤 猛君 登壇〕

○11番（齋藤 猛君） 11番、齋藤です。

通告に基づき一般質問を行います。

質問事項1、深沢温泉緊急時の対応状況は。

質問の要旨といたしましては、深沢温泉では源泉ポンプの緊急停止が昨年8月及び本年5月に発生し、それぞれ22日間、26日間の休業を余儀なくされた。利用者からは長期休業による不便の声が多く寄せられました。

特に冬期間に同様な緊急停止が生じた場合、むら湯が長期間利用できなくなることで、高齢者が自宅の寒い浴室を利用せざるを得ず健康的被害が高まることが懸念される。

現在、緊急停止が発生してから対応している状況であるが、今後も同様の方針で臨むのか町長の考えを問う。

二つ目といたしましては、鳥獣被害対策の現状と今後の取り組みは。

今年はツキノワグマの目撃件数及び捕獲頭数が過去最高となり、サルが目撃や農作物被害も報告されている。

令和4年に、只見町鳥獣被害防止計画を策定し、被害防止対策を進めているが、計画に定めた被害軽減の目標や捕獲頭数の進捗状況、これまでの対策の課題や今後の取り組み方針について町長の考えを問う。

三つ目といたしましては、政策監の設置目的と活動内容は。

町長は今年、今年度、新たに特定任期付職員として政策監を設置し、重要な転換期における政策目標の達成を支援をする体制を整備したと説明している。

しかし、出逢橋の流失、駅前複合施設の事業、株式会社季の郷湯ら里への増資、鳥獣被害対策など、本年度の主要な行政課題に対して政策官がどのように関与したのかについては、住民にも議会にも十分示されていない。

政策監の具体的な役割、これまでの案件への関与状況、活動実績及び成果について町長の

考えを問う。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 11番、齋藤猛議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、深沢温泉源泉ポンプの緊急停止時の対応についてです。現在は源泉ポンプの緊急停止後にポンプ設備事業者に連絡し、予備ポンプとの入れ替えを行っていますが、ご指摘のように最近では復旧までに20日以上を要しています。入れ替え修繕は4日程度で完了しますが、設備事業者の作業日程確保が難しいため、日数を要しているものです。

近年、緊急停止から緊急停止までの期間をみますと、8ヵ月、1年6ヶ月、2年2ヶ月と、期間は様々で予測することは難しい状況です。検討している対策といたしまして、孔内の定期的なメンテナンス作業をし、未然に緊急停止を防ぐことはできないかを費用と効果を含め調査、研究してまいりたいと思います。

次に、鳥獣被害対策の現状と今後の取り組みについてでございます。

本年は、熊の目撃件数及び捕獲数が異常に多く、住民の安全確保が急務となる中、サルによる農作物被害も確認され、これまで以上に鳥獣被害の状況は深刻化しています。

令和4年に策定した、只見町鳥獣被害防止計画の進捗状況についてであります。計画に基づき電気柵設置や捕獲の担い手育成、捕獲体制の支援を進めてまいりました。これにより被害の軽減目標については令和6年度において、令和3年度の現状値より抑制されているものの、サルに関しては被害が拡大傾向にあります。令和7年度については、年度末の営農計画書確認時に合わせて調査し把握したい考えであります。捕獲計画数については、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び対象鳥獣ごとの管理計画に基づき、年間の捕獲許可数を定めておりますが、サルについては学習能力が高く、適切な捕獲活動に結びついていないのが現状です。また熊に関しては山地での堅果類の豊凶に大きく左右されるため、人里への出没頻度が年々変動し、今年度は予想を上回る熊の出没により、実施隊員の体制、ワナの確保など、現場での対応に苦慮する場面も見られました。

今後の取り組み方針としては、まず里山林整備などを通じて緩衝帯整備を進めるため、集落補助限度額を拡充し、鳥獣の人里への出没を抑制する取り組みを強化するとともに、捕獲隊員の確保に向けて狩猟免許の取得支援を引き続き行い、捕獲体制の充実を図りたいと考え

ております。さらに、農作物の保護を目的とした電気柵の設置補助を継続し、被害軽減を進めるとともに、担い手農家と集落が協力して電気柵の設置・維持管理を行う場合に町が支援する制度を創設し、持続的な被害防止対策の構築を目指したいと考えております。

町としては、鳥獣被害対策実施隊との連携を一層強化するとともに、地域ぐるみの対策をさらに充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の政策監の設置目的と活動内容についてであります。議員お質しのとおり、現在、只見町は様々な課題に直面していることから、この重要な時期にしっかりと方向性と結果を出していくために今年度、新たに特定任期付職員として政策監を配置いたしました。

本年度の主要な行政課題に対して政策監がどのように関与したかについてであります。行政課題への対応は庁議や政策調整会議など様々な場において、副町長をはじめ政策監や関係課長等から提言や助言を受け、一つ一つの政策が最大限の効果を発揮するよう協議を重ねたうえで、最終的な政策判断については私が行っております。

政策監は、政策判断が必要とされる重要事項の決定にあたり、庁内の横断的な統括や部局間の調整のほか、財政運営の整合を担う各課と必要な調整等を行っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 答弁ありがとうございました。

まず、源泉ポンプのほうから質問したいと思います。

源泉ポンプは過去10年間で故障、修理が8回発生し、延べ158日にわたり営業休止を余儀なくされました。このことは利用者のみならず、観光、地域交流、町民の福祉、健康にも影響を与えたと考えております。

そこで、むら湯の果たしている観光、地域交流、町民の福祉、健康について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

まずあの、季の郷湯ら里につきましては、都市と農村との交流促進という大きな目標の下に、平成8年に、春、オープンしまして、その目的に沿って努力してきております。様々なあの、今回のポンプの休止とか、ということでご利用者の方にご不便をおかけしたり、様々なございますが、その方向性は間違いなく、その目標に向かってやっております。

そして、その後、むら湯につきましては町民の福祉のためということで、別途、当時の国土庁の補助を受けながら、湯ら里とむら湯の住み分けというコンセプトの下で、国のほうの補助も採択になりまして、湯ら里は都市と農村との交流、むら湯は町民の福祉のためという住み分けの目標で現在に至っておりますが、実際は観光で来られた方もむら湯のお湯が好きだということで入浴されている方も多くいらっしゃいますので、現実はそんなに分かれるものではなくて、それぞれにご利用いただいているというふうに思います。

あと併せまして、只見町にとっては待望の温泉、源泉でありまして、従来は保養センター、現在のひとつぽろありましたが、現在、そこは温泉、源泉は入っておりませんが、別の浴場としてはご利用いただいておりますが、ですから、今、湯ら里、むら湯しか、只見町には温泉施設はありませんので、本当に待望な温泉ですので、良好な環境の中で皆さんにご利用いただきたいというふうに思っております。

ですがあの、中央温泉研究所や、そういったところのご意見聞くと、非常にあの、酸性度が若干高くて、管理が難しい源泉だということは専門家の方々からもかねがね、ご提言はいただいております。が、やはりあの、関係者の方、力を合わせていただい、なるべく休止の期間が短くなるように努力して、引き続き、入浴を楽しんでいただいといたしますか、そういった町民の福祉、保養のためとか、観光交流の促進のために寄与できる施設になるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、そのように考えております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 答弁書の中に、孔内の定期的なメンテナンス作業をし、未然に緊急停止を防ぐことと書いてありますが、9月に答申で出された温泉審議会の中で、なんか、中央温泉研究所のほうから、このような温泉の、なんていうんですか、維持補修の事例とかいう説明はなかったのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） まず、そうですね、むら湯の源泉なんですけど、要するにその、パイプといいますか、ずっと下までおりているんですけども、その状態が非常に良くないってことがあります。ですので、そこをまあ、どのような形で改善できるかという話、なかなか、今の状況ではなかなか難しいということで、今の状況を維持していくのが得策だということでございます。

メンテナンスについてですけれども、そういう状況なので、あまりその、ポンプを入れた

り出したりするっていうのは頻繁にやることはあまり、よろしいことではないというふうなことでございます。ですので、ですが、答弁の中でお答えもしてございますけれども、今の状況というのは、その緊急停止で止まってから、かつてだと、止まってからすぐに作業をしていただける余裕が、その事業者さんにあったんですけど、今はやはりあの、人手不足もあるのかと思いますけれども、全国各地を作業されるので、なかなか日程がとれないということで結局、こちらに来ていただけるまでちょっと時間がかかるというのが日程、要するに休止期間が延びている一つの要因になっております。ですので、これを改善する方法ということで今、答弁書でお答えしたように、例えばその緊急停止する前に、ポンプを上げて、メンテナンスをして、動かす。ただ、それでも、必ずそれで止まらないかという保証はできないんですけども、できるだけその作業日程を確保しながらやっていくことが必要なんじゃないかなというふうに考えているわけです。ただ、費用がですね、緊急停止して、ポンプを上げて、予備ポンプを入れて、壊れたポンプをまた修理するという、大体、1回、その作業をしますと、500万ぐらい、約600万ぐらいかかるわけです。それを定期的にやる期間を1年にすると、1年に600万かかります。でも、それを1年半にしたり、あるいは2年にできないか。そういった費用対効果の面がありますので、その辺のところを少し研究しながら、できるだけその休館の休止する日にちを短くしたい。そして、できるだけ費用をかけるのを抑えていきたいというのが今の考え方であります。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 費用の面からいくとそのようだと思いますが、町内の業者でこれを担うことはできないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 近くでそういった対応ができる方、事業者があれば一番なんですけれども、先ほども申し上げましたように、その孔内の源泉のパイプの状況が非常に、通常ではなく、なかなか芳しくない状態でありますので、その作業に慣れている事業者、そして経験がある事業者でないと、なかなか、今度は本当に、その作業の状況によっては大事に至ってしまうこともありますので、現在そういった対応をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） わかりました。温泉のポンプの、ていうかパイプの状況を確認しながら行うには、ちょっと町内の業者では技術力がないということでよろしいでしょうか。

それでは、この揚湯方法の変更ということは考えられたでしょうか。現在はポンプ入れて、揚げてますが、それをエアポンプとか、スクリーポンプとか、違う揚湯方法を考えられたことはありますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） 現在、この、今行っている形が最善というふうに考えております。またこの形を変えるのであれば、パイプの形状や、あとまあ、今のところがよろしいかということもありますので、今できる最善の方法は現在の形であるというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 町民は故障しないっていうか、休止にならないむら湯を望んでおります。現在のままの状況ですと故障してから対応する管理になります。これは費用面からいっても安いと思われませんが、もう少し研究して、故障を前提とした、安定した運営ができるようなことを今後考えていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、増田功君。

○交流推進課長（増田 功君） できるだけ休止の期間を短くするというのは、やはり私達もそう思っております。ですのでまあ、答弁書にあるような、定期的なメンテナンスでできないか、ということで検討させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 保健福祉課の課長にお聞きしたいんですが、むら湯と町民の健康、福祉について、一言お願いできないでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） むら湯については、町民の、特に高齢の方の多くの方がご利用されているという実態は、あるというふうに私のほうでも認識しておりまして、健康に、健康増進に寄与している温泉であるというふうには認識はしております。ですので、先ほど交流推進課長お答えになったように、休止する期間が短ければ、それはそれで良いのかなとは思っておりますので、保健福祉の立場として、そのむら湯の在り方までには言及するものではないんですけれども、健康増進には寄与している施設ということで認識はしてございます。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

では、2番目の質問に移ります。

鳥獣対策としましては、昨日、7番議員の質問により、町の基本的な方針や今後の取り組みは理解できました。

それで答弁書にあります緩衝地帯の整備、里山林の整備ありますが、今年、大倉地区はこの緩衝地帯の整備をやっていただき、すごく見通しが良くなって、熊の見分けもつくようになったと思ってます。そして、その上流、上側ですか、スギ林が鬱蒼として茂ってるんですけど、スギ林は個人の林ですから、整備するというのは難しいかと思いますが、もしも、スギ林の間伐等を進めるようなことができれば、薪ボイラーの、薪ステーションの原材料の供給にも繋がるとと思いますが、その辺をどのようにお考えかお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員、お話あったとおり、本年度、つつじヶ丘公園に上がるころの、上がる、上流側ですか、緩衝帯整備、町の補助金を活用されて緩衝帯整備をされました。一つ、それが鳥獣の出没云々にはあれかもしれませんが、その出没があることについて非常によくわかるようになったということで、お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。

その上流といいますか、また山側のほうに、スギ林があつて、それを含めた鳥獣被害対策ということになりますと、記載のとおり県のほうで里山林整備事業というものがあります。それは集落が要望して、県事業で実施をしているものでございますけれども、各所、今年、ちょっとすみません、数わかりませんが、10数か所、たぶん、町内で実施をされていると思っております。そういった事業を活用して、いわゆる、あれは除伐、仮払いがほとんどですけれども、そういった事業で、そういった緩衝帯の整備ということは可能かなというふうに思います。

また、含めて、間伐による薪エネルギー事業への活用ということにつきましては、所有者からの理解等々も含めて必要になってまいりますので、順次、担当のほうで集落に出向きながら、調査をして、改めて集落に出向きながら実施をしておりますので、順次、そういった箇所については森林整備として町としても進めてまいりたいという考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 是非、進むようお願いいたします。

先人の所有者も、町内に製材所がなくなり、もう、木の利用方法がなくなったんで、町でもしもそのように活用していただければすごく助かりますという話も聞いておりますので、是非今後ともよろしく申し上げます。

で、これからはちょっと提案なんですけども、金山町で赤カボチャを栽培している方から、鳥獣対策として、えごまを植えたいが、苗の入手が難しいという相談を受けました。金山町の太郎布地区では、農作物の被害防止、野うさぎ対策ですか、そのために、えごまを植えたという実績があるそうです。そして、いっぱい植えて、実った実を絞ってもらえないかという製品化までお願いしたということを知っております。で、隣の新潟県の阿賀野市の農業法人では、山際に、農地にえごまを植えて、イノシシやサルに、被害防止に一定の成果が出たと聞いてます。あと長野県の小谷村ではヤギを使った自然環境に優しい獣対策。大町市では、大型捕獲檻を使った個体数の削減による被害防止。個体数削減は只見町は自然首都を謳っていて、ユネスコエコパークに登録されてますので、あまりそぐわないと思いますが、えごまを栽培することはこの只見町の理念にも合ってる対策だと思いますが、このようなことを活用できないかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） えごまの栽培ということでございますけども、只見町において、重点振興作物の一つとしてえごまは認定されております。トマト、花卉、アスパラガス、さらにはえごまということで、国で重点振興作物にも認定をして進めておりますので、それがあの、土地利用型作物ではあるんですけども、その栽培に関して、なかなか、一定の手間がかかるというようなことで、そういった振興会も町内にはありますけれども、一時よりも少しずつ減っておるようであります。その辺り、有害鳥獣対策として有効だという話は伺ったことはありますけれども、そういった、ご本人さんといいますか、農業者さんがそういったえごまを栽培、畑地で栽培した場合には、畑地、そういった奨励金についても、支給するような制度もつくっておりますので、そういった有効であるということであれば、奨励は、することは当然、よろしいかなど。現在も奨励をしておりますので、よろしい制度、活用方法かなというふうには思います。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 是非、有効な手段と認識をお持ちですので、今後進められることを

期待いたします。

最後に政策監のことを少しお聞きしたいんですが、答弁書により、政策監が個別の事業に、執行に直接関わる立場ではなく、町長の政策判断を補佐し、重要課題について助言や調整を行う役割を果たしているということは理解いたしました。

ただ、政策監の働きが町民にはよく見えないと思います。それでこの質問をして、少しでも町民に政策監の働きがわかれば良いかなと思って質問しました。

それで例として、出逢橋の流失対策、駅前複合施設、株式会社湯ら里での増資、鳥獣対策ということを挙げましたが、もしも可能でありましたら、政策監がこのような事案に対して、どのような助言をされたか、可能であればこの場でお聞きしたのですが、町長お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

なかなかあの、従来なかった職ですから、そういうふうに疑問、どういう職責を果たしているのかなというふうに疑問に思われるのは頷けます。只見町は政策監ですが、県内でも政策推進監を置いている役場もありますし、行政監を置いている役場もあります。ですから、各自治体によって、やはり、その課題によって様々あるものというふうに思います。

只見町については出逢橋とか、駅前の複合施設、湯ら里の増資等々ありますが、本当に全てにわたって政策監も決裁もしておりますし、助言だけではなくて、そういったところも含めまして話し合い、常にしております。ので、個別に一つ一つというのは、ほぼほぼ全てに関わっていると言っていいかと思います。私もあの、政策調整会議、庁議は全体の課長会議ですが、政策調整会議、それ以外にも随時、私と副町長と政策監で協議する場面多くありますし、その中に総務企画課長が入ったり、担当課長が入ったりということで、私の独断にならないように、そういった意見を聞きながら方向性を決めておりますので、そういった役割を果たしているということをご理解いただきたいと思います。

また現在、政策監は観光公社の代表取締役も兼ねておりますので、その辺のところ、負担になっているかと思いますが、そういったところも兼ねてやってもらっているということでありますので、政策監はやっぱり実務能力が高くないと私は務まらないというふうに思っております。そういった意味から、長年の役場の職員、課長、副町長等々、実務経験豊富でありますので、やはり実務面の検討をしてもらおうと。あとは政策面につきましては私と副町長がということで、財政面は総務企画課長がおりますが、そういった中で物事を決めて、方向

性決めておりますので、あとはあまり、政策監がどれをやったか示せということですが、政策監が町長より目立っても困りますので、やはり、その辺のところはそういったスタンスを大切にしながら、一緒になって力を合わせてやっているということで是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） 先ほども質問しました源泉ポンプの件、故障から対応する方法、技術面とか、法政面、費用面に対して、それとあと、えごまの問題につきましても、政策官が中心となって、今後の検討課題として取り上げるようなことは可能なんでしょうか。できればお答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） これから申し上げること、もしかすると誤解されると困りますが、わかりやすく喋ります。磐梯町の町長とも時々話してますが、磐梯町は二人、副町長制です。誤解されると困りますが、わかりやすく言うと、攻めの副町長と守りの副町長です。ですから、政策面は企画立案して、時代のトレンドを読んでいるいろいろなことをやっていく。私はそれは副町長だと思ってます。うちの町で言えば。やはりそれを実行たらしめるものは財政面も熟知していて、実務的な能力がある人でないと、その調性含めてできない。そこが誤解なきようにお願いしますが、守りの部分です。やはり、その辺のところを考えておりますので、一つ一つの政策に政策監が、こうします、ああします、じゃなくて、それはやっぱ、町長が、あとは副町長がですが、そして、いろんな意見を聞きますが、その実務面を、方向性が決まったら、その方向性をどうやって達成するかとか、どういった懸念があるか、それをどうやってクリアするか、その辺の繋ぎとか、そこを政策監に担っていただいているということで、非常にそういった意味では役割が目立たない役割ですので、そういったことをご理解をいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 齋藤猛君。

○11番（齋藤 猛君） はい。わかりました。

政策監は、知見や経験がお持ちです。今後、町の課題整理や政策判断に重要な役割を果たすと思います。今後さらに能力を発揮されて、町のためになるよう期待して質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、11番、齋藤猛君の一般質問は終了しました。

昼局のため、暫時、休議します。

開始時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 一般質問通告に基づきまして質問いたします。

質問事項は大きく二つです。

一つ目は、夜間診療及び入院病床の再開をということであります。

質問の要旨は、朝日診療所の現状は、2名の常勤医師確保と応援医師により月曜から金曜日の午前9時半から午後4時までの診療が実施されております。これは診療所のホームページの10月1日からの診療体制であります。しかし、夜間及び土曜・日曜・祝祭日は休診であり、町民の不安は計り知れません。極端に言えば、無医村状況にあると思います。午後5時以降の診療体制と入院病床の再開について町長の考えを伺います。

二つ目、柏崎刈羽原発再稼働についての町長の考えを伺います。

質問の要旨は、新潟県知事は、東北電力柏崎刈羽原発6・7号基について、11月21日の記者会見で再稼働を容認すると表明しました。

東京電力福島第一原発事故から来年3月で15年が経過いたしますが、未だに事故は収束せず、廃炉の見通しも立っておりません。福島第1原発から直線距離で約140キロにある只見町内においても、未だに山菜・ジビエの材料で出荷制限があり、経済的損失や食文化・郷土料理に重大な影響を及ぼしております。福島第1原発事故直後には、只見町区長連絡会が新潟県知事及び東京電力に柏崎刈羽原発の再稼働に反対の申し入れを行っております。只見町は柏崎刈羽原発から直線距離で約70キロに位置し、風向きによっては飯舘村と同じよ

うな放射能の影響を受ける可能性があります。よって、町民の命・生業を守るために東京電力柏崎刈羽原発再稼働についての町長の考えを伺います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

夜間診療及び入院病床の再開を、とのお質してございますが、3番議員にもお答えしたとおり、現在の状況及び医師の人数では再開をすることは困難であります。夜間診療につきましても、外来診療は休止しておりますが、在宅医療を受けられている方や施設入所の方にはオンコールで対応しており、現状の医療体制でできる限りの対応をしている状況であることはご理解いただきたいと思っております。

休日の医師不在について町民の方が不安に思われていることは承知しておるところでございますが、年末年始やお盆期間などの長期休暇の際は、応援医師のご協力をいただき、在宅医療や施設入所者への対応を行っているところでございます。複数の常勤医師による総合的な医療の提供を目指し、引き続き医師の確保に努めてまいります。

次に、柏崎刈羽原発再稼働について町長の考えはとのお質問についてお答えいたします。

山岸議員のご指摘のとおり、福島第1原発事故から来年3月で15年が経過します。只見町内でもなお出荷制限が続いている品目があり、経済損失を含め重大な影響が続いていることは山岸議員お質しのとおりであります。また、柏崎刈羽原発は只見町から福島第1原発よりも近い位置にあることも承知しております。

今回の新潟県による柏崎刈羽原発の再稼働に関して、内堀福島県知事も定例の記者会見で言及しております。その中で、花角新潟県知事が、再稼働に向けた国の方針への理解要請に対して、七つの項目について国の確約をいただいたうえで了承すると述べたことを踏まえ判断がなされたと内堀知事は受け止めていると述べておられます。

また、内堀知事は、現離職政策は国の責任において検討されるべきものであり、福島第1原発の事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを、これまでも国や電力事業者に繰り返し求めていると発言しておられます。私もこの姿勢を重く受け止め、国や県の対応を注視してまいります。

そのうえで、まずは町民の皆様の安心・安全を最優先に考え、本年3月に改訂した只見町

防災計画の第4編、原子力対策編に基づき、着実に備えていく所存です。併せて、防災協定を締結している新潟県の三条市や魚沼市とも情報交換を行いながら、今後の対応を協議してまいります。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 再質問を行います。

まず、診療所の、朝日診療所の夜間の診療と、それから祝祭日の診療の問題について伺います。

先ほど町長の答弁伺いました。そして昨日も3番議員がそれぞれ質問いたして、答弁も聞いております。

私は、この夕方以降、夜間の診療及び休日・祭日の診療再会どうするのかということを中心に伺っておりますけれども、昨日の3番議員のと同じような答弁の中身で、複数の常勤医師による総合的な医療の提供目指して引き続き医師の確保に努めてまいりますと。これだけであります。

伺いますけれども、平成30年に、朝日診療所の調査特別委員会が設置され、半年に亘って議論されました。その当時の中身については、今、現町長でありませんでした。保健福祉課長も別な人でありましたけれども、行政の継続性という点から、その辺は踏まえておりますでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 行政の継続性ということでは、地方自治体として継続するという基本があることは承知しておりますが、個別の事全てにわたって、細部にわたってまでかどうかは、その都度都度、4年に1回、選挙もありますし、そういった中で候補者が公約を掲げて選挙を競い、その結果に基づいて議会の皆様とご協議しながら行政を進めておりますので、基本的な姿勢としては承知してございます。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それではですね、当時のこの調査特別委員会の中では、当時の二人の医者からの町への要望書、意見書も開示、委員会として開示させていただきました。その当時の議員は皆さんお持ちだと思います。で、その当時の診療所の職員定数についても資料として提示されておりますが、その当時の人員の配置計画、今でもそれは変わりませんか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のお話しでございますけれども、すみません、私のほうで、当時のこう、要望書等について、詳細を今把握している状況ではございませんけれども、診療所の職員定数については大きく変わっているものではないというふうに認識をしております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、当時と変わってないと。現在目指して、現在の診療所の人員配置計画はそれぞれ業種別に人数を教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 時間もったいないので。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変お待たせをしました。

第一次朝日診療所基本計画の中に示されている数字でございますけれども、すみません。

医師が常勤… すみません。

後で改めてでもよろしいでしょうか。すみません。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） その数が、今現在、明確にして、そしてこの診療所の夜間・休日、そして入院の施設も稼働させるということには、ここ、人数確認が私は基本にあると思うんです。それが明確にないまま、じゃあ、診療所のこれらの計画が進められるのかという問題にもなってきます。

当時の調査特別委員会の中で出された、二人の、先ほども言いましたようにお医者さんの意見書、これは町長や、三役や、福祉課長充てにも出されて、意見書、申入書も出されて、それも議会の調査特別委員会の中にも資料として出されておりました。

ちなみに、各局の職員数における今後5年間の人員配置計画ということで、平成30年のこの時の、この委員会、半年間に亘って開かれました。11月にその報告書を出されております。その当時から現在までも含めて、人数は当時から変わっておりません。で、医者は4名、看護師が14名、看護補助が3名、放射線技師が1名、医療技師1名、これは兼務になっておりますが、歯科医師1名、歯科衛生士2名、歯科助手2名。そのほか事務局や医療事務というこの人員体制であります。ですから、昨日の3番議員の質問もそうでありますし、

私の質問の趣旨から言っても、この人員配置、計画に基づく人数が必要だというふうに私は考えます。

これが基本目標ないと、昨日も、今日の町長でもやっぱり、医師確保に努めます。確保に努めるけど、じゃあ、何人を目標に進めるのかということは、まだ明確な数字、昨日も今日も出されておられません。そういう意味で、ここの医師4名、それから看護師、正規の看護師ですね、で当時の委員会の中では、のお医者さんの話でも、意見書でも、やっぱり常勤で夜勤のできる看護師。これが望ましいというような話もされております。意見を出されております。夜勤のできる看護師という点も含めて、14名の確保ということでもありますから、これの人員配置計画に基づく町の計画も、これに基づいて今後も進めるのかどうか、まずそれを確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一番は町の定数、職員の定数条例です。定数条例は勿論、改正するには議会の議決必要ですが、現在は保健福祉センター、診療所、保健施設含めて23名です。その23名の中で保健福祉センターであったり、保健施設であったり、診療所を23名の中で配置するという定数条例に現在はなってますので、現在、その定数条例の改正をお願いしていませんので、その数値は変わっていません。

あとは今、議員おっしゃるのは、中の、具体的な計画の話だと思いますので、その辺は昨日、担当課長が3番議員にお答えしたとおり、現在その策定の取り組みをしているということをおし上げたとおりでございますし、あと本来は、最初の答弁で申し上げたように、議員おっしゃるように、また3番議員おっしゃる方向を目指して努力していきますという、目標の下に現実的なことを踏まえて、こういった形でやっていくということは弾力的に医師の確保とともに、医療スタッフの確保とともにやっていかなければならないということでもありますので、総枠は定数条例で決まっていますけども、あと具体的には弾力的にその状況や時世に応じてやっていかなければならないというふうに思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 非常にこの、やはり目標はきちっと持って進めると。やっぱ、これがないと、どこに到達していくのかというのが不鮮明になってきます。

この、私が言った先ほどの、人員の配置計画でないと、やはり夜間も、入院の患者への対

応も難しいということだと思いますので、しかしそこを目指しているのであれば、この間、この2年間、森先生、若山先生が退職され、で、新しい城先生が着任されましたけれども、若山先生がいる当時の看護師の数と、現在の看護師の数。これを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 現在、診療所の看護師は9名でございます。当時の若山所長在所の時の看護師の人数については、すみませんが、今現在、正しい数字を把握しておりません。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この間、私の聞いた、調べた範囲では、約5名ほど退職されているという話も伺っております。そうしますと、医師も4名、そして看護師も14名目指していくということから考えると、この間の、昨日の3番議員の答弁でも、医師の確保に努めるということではありますが、この間、医師の確保の困難さ、それから同時に看護師の確保の困難さというのは、私は町の、町長はじめ関係者の皆さんも含めて、大変苦労したところだと思います。これは身に染みて感じていることではないかと思うんです。以前には、中央病院からの2名の派遣、そして竹田病院からの派遣も受けました。それでなんとかやっとなりくりしていたというのが現状です。しかし、当時の特別委員会の中では、中央病院からの2名の看護師、4ヶ月で交代ですから、最後の4ヶ月のうち、最後の1ヶ月しか夜勤には対応しきれないという話もありました。そういう点ではやはり、常勤の看護師、夜勤のできる看護師の確保という点から言って、これまでいた人が、この2年間で約5名ほど退職している。私はこれ、貴重な町の、人でありますけど貴重な財産でもある。町民にとっても非常に貴重な人達であったと思います。そういう人達の、何故、引き止めなかったのか。引き止められなかったのか。展望を持って医師の確保と、こういう看護師の確保という点から見れば、非常に残念な結果ではなかったかなと思います。

その辺について、この間の、2年間で看護師の減ってきた理由。それと、対応。この間の対応をどうしたのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 看護師の退職につきましては、ご本人からの申し出ということでの退職でございますので、面談等を実施をしまして、意向を確認した後の退職となっておりますので、引き止められなかったことについては非常に残念なことだとは思いますが

ども、そこについては、私のほうでも、個人のお気持ちを尊重したということだと思っております。

その平成30年当時の特別委員会のお話でありますけれども、その後、医師の働き方改革というのが始まりまして、当時と働き方の環境の前提というものが大きく変わっていることは、昨年度もお話させていただきましたのでご存じの事とは思いますが、社会の情勢が変わっておりますので、そのままの考え方の下で今後、定数を考えていくのかというのは、やはりあの、もう一度よく考えていかないといけないことなのかなというふうには思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） まあ、去年の4月から、働き方改革ということで、それはそれ以前からも、そのことは出されておりました。話がありました。その日から突然変わったというわけではありません。その前から提言もされて、それに向けた対応も図るとというのが、これは常であります。ですから、私はなんか、この働き方改革ということが、この議会やいろんなところで話されますけれども、私はその一言では改善できないというふうに思います。それは、実際のこういう看護師不足や医師不足含めての対応を、極端に言えば疎かにする方便かなというふうにしかなんか私には聞こえません。で、そうであるならば、それに必要な体制を構築するのが対応筋でありますから、それにはこの間、対応がしきれてないということでもありますので、そういう点では、先ほど町長から定数条例の話も出ました。そういう点では今後の新たな、改めて、この診療所の基本計画作って、そしてこの夜間や休日も診療できる体制。で、先ほどの医者の方の働き方改革も含めた対応の検討を図るべきだと思うんですが、それを早急につくる意志というのはありますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 現在は令和7年度まで、第1次朝日診療所基本方針と、基本計画ということでございまして、昨年度も現状が非常に大きく変わっているの、見直しをするべきではないかというお話を総務委員会のほうでもいただいております。で、議会のほうでも早急に着手をさせていただくという答弁を私のほうからもさせていただきましたので、第2次の朝日診療所の基本計画については令和8年度からの計画を策定をする予定であります。現在、振興計画第8次につきましても、この後、議題のほうにあがるかなと思っておりますけれども、昨年開催しました、医療・介護・福祉在り方検討会の提案及びそれに基づい

た、今年度、具体的に様々検討させていただいている内容も参考にして、策定のほうは急いでまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） じゃあ、是非とも、第2次の計画を早急に作っていただいて、それに基づいて早期に夜間、そして休日の診療もできる体制を是非ともこれは確立していただきたいと思います。

先ほど一番最初に、ちょっと、極端な言葉での話でしたけども、無医村状況にあるというような言葉を質問の中で発言いたしました。これは、私もあの、去年、6月末に、2回目のコロナにかかりまして、ちょうど、妻がその3日前ぐらいになって、私は金曜日の夜に発熱して、40度の熱で3日間苦しみました。ですからちょうど、診療所はやってない。しかし、じゃあ、その南会津管内の医師の、そういう診療対応ありますけれども、じゃあ、妻は運転できない。コロナにかかっている。私も40度の熱で1時間もかけて田島まで発熱外来で行けるかと。これ、行けない話なんです。当然。じゃあ、救急車呼ぶかと。救急車呼んで行ったとしても、発熱外来で解熱剤もらって帰るだけとなります。行きは救急車で行けるけど、じゃあ、帰りどうする。これ、入院もできない。となれば、これは途方にくれます。そういうことも経験して、私は本当に夜間、救急体制ないと、救急体制というより夜間診療ないと、一人暮らしのお年寄りや、そういう車のない方の診療体制どうなるかというのを身をもって感じました。そういう点でこういう、先ほどの表現を使いました。そういう点で是非とも、これは早急に、確かに人口減って、高齢化人口も増えてます。一人暮らしの方もいらっしゃいます。救急車で行けば約2時間、で三条市が交通的には、時間的には、三条に行けば若干は短いけれども、しかし、短いだけで救急患者の対応できるかと。それには家族の付き添いなども含まれますし、じゃあ、帰りどうすんだという問題も出てきます。町民の不安は、三条に行っても、若松よりは家族の負担が大変だねという声も聞かれます。私もそうだろうなと常々思ってます。ただ単に、距離的な問題じゃないと。今までの流れの医療機関での対応。そして、様々な交通体系の問題含めて、そこはおおいに検討しなくちゃいけない課題だなと思ってこの間、感じております。

そういう点で、あとこの件についての答弁いりませんけれども、そういう点も踏まえて、是非早急に、医師の確保。それから看護師の確保。これを一刻も早く確保できるように望みたいと思います。

二つ目の問題ですが、新潟県の柏崎刈羽原発の再稼働についての町長の答弁お聞きしました。私は、この日本の原子力行政における、いわゆる神話、絶対事故が起きないという中で、福島第1原発の事故が起きました。そういう点では今もって、まだ裁判を行っている人達もおります。刈羽原発は皆さんご承知のとおり、東京電力の福島第1原発で起こした原子炉と同じ形の原子炉であります。

新潟県知事の例も、これ出されておりますけれども、政府が、じゃあ、新潟県知事に約束した六つの点、七つですか、それについて、じゃあ、全て政府が責任持って対応するのか。例えば、30キロ圏内で避難が安全にできるのか。例えばですね、極端な例、去年、一昨年豪雪で車が全然動けなくなって、何キロも渋滞して動けない状況もありました。ああいう時に事故が起こったら避難できない。というのがもう、これは当然の問題であります。ですから、私はやはり安全神話、そして、この今、第1原発受けて、一時は国も廃炉の道を発進しました。しかし、再稼働をまた表明されている。再稼働といっても、もう耐用年数はるかに過ぎているのをまた動かそうとするわけですから、この地震立国の中で、これほど危険な代物はないというふうに思います。

ちなみに、やはり東京電力そのものの、第1原発で事故起こした東京電力がまた柏崎刈羽原発を再稼働しようとしているわけですから、この間でいけば2021年、4年前に、東京電力が安全対策工事で76件にわたる防火工事、これは終了したという発表して、それが終わってなかったというのが、その後、記者会見、6月にされました。こういうふうな会社をどこまで信用できるかというのが大変なやっぱり問題であります。

そういう点では、私は原発、原子力発電所再稼働をするなという立場でありますから、そういう点で、この地震立国の中で、いつ、何が、どう起きるかわからない。そういう意味での今回の、やはり町民の命、安全・安心なやはり生活を未来永劫守っていくという点でも柏崎刈羽原発の再稼働は許されないことだというふうに思っております。

先ほど、町長の答弁にありました、今年3月に改訂した、只見町防災計画の第4編、原子力対策編に基づき着実に備えていく所存ですというふうな答弁あります。この具体的な中身について教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、この度改訂をいたしました防災の計画の中でございますけれども、まず基本的には

福島県の地域防災計画との関連がつけられております。その中で原子力対策につきましては、特殊性というところと複合災害への備えということで、この部分が一連のほかの部分と変わってございます。

まず自然災害に対しまして、放射線による被ばくが通常、五感に感じられないことと。それから被爆の程度が自ら判断できない。及び、自らの判断で対処できる放射性等に対する概略的な知識を必要とすることなど特殊性がございます。これらにつきましては当時、東日本大震災の時もそうでしたが、なかなか知識がなかったというところもございまして、そこに關して、その後の対策がございました。特に放射線に関しては、もし万が一、事故が起きた場合に空中に飛散するものですから、まずは屋内退避というのが必要になってくるものでございます。その屋内退避を進めまして、その後、適切な誘導、風向き等を考慮いたしまして適切な避難指示をするというのがまずは必要じゃないかなというところが記載をされてございます。町のほうではそういった部分を今回、改定で盛り込ませていただいておりますので、まずはそういった基本的なところ、万が一の事故の際の初期対応。それから続けて避難の状況に対する部分をこの中で定められておりますので、そういった避難の方法の部分も含めまして、こちらに従いまして体制を整えていくということがまずは必要なかなと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） これ、避難指示が出た場合に、只見町内全部、空き家になる。というような状況に私はなると思っています。そして、放射能の被害によれば、飯館村と同じように人の住んでいるところの除染だけ、山は除染されない。90数パーセントが山林と原野という自然環境の只見町においては、もう散々たる状況になるというのは目に見えます。そういう点では、やはり計画よりも、元々の火元を断つという点からいけば、原子力発電の再開はしないという、全て廃炉すべきだというのが私の考えですけれども、そういう点で、まあ、町長も、知事の表明だけじゃなくて、やはりこれは国だけに任せておけない問題であります。やはり国民として国に対してやはり意見を申していくと。このことが私は大事じゃないかという思いで今回の質問をいたしました。

そういう点で、是非とも、当時の只見区長連絡会がやはり東京電力と、それから新潟県知事充てに、再稼働するなという申し入れしたこと、このことはやはり、自分達自らの福島第1原発の事故を受けて、これからの今後の生活、どうなるのかという点でのやはり緊急の想

いを寄せた、私は対応だったというふうに今でも理解しております。

そういう立場に是非、町長も立っていただきたいこと含めて質問を終わります。答弁はありません。大体、同じ答弁の中身でしょうから。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

議案審議にあたり、町長より発言の申し入れがありましたので、発言を許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） この後、議案審議をお願いするわけではありますが、議案第66号 只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で1カ所、脱字がありましたので、議案の一部を差し替えさせていただきたいと思っております。是非、ご了承賜りたくよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 今ほど町長より、議案第66号 只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、差し替えの申し出がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認め、議案の差し替えのため、暫時、休憩します。
差し替えをお願いいたします。

〔議案差し替え〕

休憩 午後1時43分

再開 午後1時46分

○議長（佐藤孝義君） 開議します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、議案第59号 第八次只見町振興計画（基本構想及び前期基本計画）の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

配付してください。

〔資料配付〕

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第59号 第八次只見町振興計画（基本構想及び前期基本計画）の策定についてご説明をさせていただきたいと思います。

本議案につきましては、昨年8月に策定推進本部を立ち上げまして、本年1月から、五つの専門部会により協議を重ねていただいたところでございます。

そういった中で、パブリックコメント、また議会委員会等でいただきましたご意見を踏まえまして、その内容をもって只見町振興計画審議会のほうで諮問しまして、審議をいただきました。

で、お配りした資料のとおり11月21日に審議会長より適当であるとの答申をいただいた計画となっております。

議案の内容について若干説明をさせていただきます。

まず基本構想でございますが、基本構想につきましては町政の運営の根幹となるものであります。長期的な視点からまちづくりの基本理念と将来値を定め、その実現に向けた施策の大綱を示しております。

今回、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間として定めております。

内容、1ページでございますが、まちづくりの方向性。基本的な考え方ということで、町民憲章のほうを掲げさせていただいております。

2ページからが具体的な内容に入ります。

第2章としまして、基本理念と将来像を定めさせていただいております。

まちづくりの理念としまして、つなぐ未来へ、人と、町と、自然とともに。ともに生き、ともに想い、ともに創る 自然首都・只見ということで定めさせていただきました。

町長が昨日の一般質問の答弁の中でも、つなぐ、また、ともにというキーワードについて

一部、想いを申し上げたところがございますが、改めてつなぐという部分には、先人たちが受け継いできた地域の特性を後世につないでいく、未来へつなぐ。J R只見線の全線運転再開を通して多くの関係者や只見線のファンとの縁を実感した人と人をつなぐ。また、会津と新潟をつなぐ玄関口としての地域をつなぐ。こういった想いを込めているところがございます。

また、ともに生きるは、自然と人との共生に限らず、文化、地域など多様な立場や価値観を理解し、共有すること。ともに想い、につつましては、古くから培われてきた相互扶助意識や、人と人、まちづくりへの想いを共有すること。ともに創るは、世代、性別を問わず多様な人材、企業、団体、地域、行政がともにまちづくりを推進し、次世代に引き継いでいくことを目指しております。

2の、まちづくりの将来像ということで、まちづくりの将来像につつましては、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの価値観の多様化など、一つ一つの課題に向き合ひまして、誰もが心豊かに安心して住み続けられる町を目指していきたくと考えております。

第3章でございます。3ページになりますが、将来像を実現するための基本目標として、これまで五つの専門部会で協議をいただいた、それぞれの基本目標でございますが、それに加えまして、それぞれの目標に共通する横断目標一つ、設定をさせていただいて、今回、六つの基本目標を設定をしてまちづくりの将来像の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、その横断目標及び五つの基本目標にそれぞれの基本施策を設定してございます。

5ページになりますが、計画の体系ということで、基本理念から将来像、基本目標及び基本施策までを計画期間10年として基本構想をまとめさせていただきました。

続きます、前期基本計画の部分になります。基本計画につつましては、基本構想に掲げた大綱の実現に向けまして、町が取り組むべき施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示したものでございます。

第八次振興計画におきましては、社会情勢の変化に対応するために計画期間を前期と後期に分けまして、それぞれ5年の計画期間としております。本議案につつましては前期5年の基本計画ということで提案をさせていただいております。

各計画の内容につつましては、これまで各委員会、全員協議会等で説明をさせていただきましたので、詳細については略させていただきますが、それぞれの計画におきまして、基本

構想の基本目標に定めた基本施策ごとに整理をして、現状と課題、基本施策を達成するための取り組み方針を示しております。そして、現状と課題を踏まえたうえで基本施策を達成するための手段として、計画期間内に推進していく具体策と主な取り組み内容を記載しております。

本計画におきましては、目標指標を設定をさせていただいて、現状値と目標値を設定し、計画の進行管理を行っていくこととしております。

計画の推進にあたりましては、これまでと同様にPDCAサイクルを取り入れるとともに、OODAループの考え方、これも取り入れて推進していきたいと考えております。

なお、具体的な取り組みや事業につきましては、計画期間を2年とした実施計画。これを作成をして、毎年度見直しを行いながら推進してまいりたいと考えております。

以上、議案の概要のみでございますが、説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これに伴う実施計画の話が今出ましたが、これはいつ頃お配りになりますか。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど実施計画のお質しをいただきました。

例年ですと、実施計画、12月会議の中でご報告を説明させていただいたところでございますが、今回、計画期間の切れるといたしますか、8年度から新しい振興計画になるということで、今回議決をいただけましたら、それに基づいた実施計画を編成をしまして、年明けにはなりますが、1月もしくは2月に議会のほうへご説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありますか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今回、ざっと見させていただきましたが、現状と課題、それから取

り組み方針、それから具体施策と主な取り組みの内容というふうになっております。なかなか良いまとめ方でわかりやすいなと思っておりますけれども、53ページの、心を豊かにする生涯学習の推進の中に、現状と課題の中に、冬期間、一年間を通じてスポーツが行われる環境の整備という文言があって、そして、その下に、具体施策と主な取り組み内容のところでは、一年間を通じてスポーツが行える環境というのはどこを見てもないのですけれども、第七次にはちゃんと明確に、その文字が謳ってあったのですけれども、こちら辺は、その、この生涯スポーツの推進と健康増進の中の①から⑤の中に、大きく分けるとここに含まれているんだよってというのがあれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど、一年を通してのスポーツできる場所というようなことについてでございます。課題として整理をさせていただいたうえで、今、前期基本計画の中では具体的なそれに対する取り組みという部分が、ちょっと難しい面もあるかなというようなことで、具体的な記載にはなっていないものでございます。今後、この5年間、また推進をしていく中で、改めて検討をさせていただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 答申書の②番に、概要版の全戸配付の予定、答申書にはありますけど、これの予定、またはその当局の判断をお聞かせください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 本議案、議決をいただきました後に、正規版の印刷、概要版の印刷をさせていただき、年度内にさせていただいて、できれば年度内もしくは4月早々にはお配りできるように、全戸配付をさせていただく、概要版については全戸配付をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 今回提案されました振興計画の基本構想及び前期基本計画ということなんですが、事前にいろいろ説明を受けた中だと、今回、振興計画と総合戦略が一つの、一本化されたということで説明を受けております。それから、前期計画があって、後期計画

はこのような形にしたいということになってるんですが、答申書にありますように、今回はまず、前期の計画を提案して、議決いただいて、そして後期については、いわゆる検証し、改めて5年後に提案という形になるのでしょうか。

そして、あともう一つなんですが、その総合戦略についても、一括して、町民に知らせる部分は必要かと思うんですが、その部分について、今、1番議員からもありましたが、概要版という形で、含めた形で示されるのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まずあの、前段の計画、基本計画の部分になります。今回、前期ということで5年間の計画を提示をさせていただきました。後期分につきましては、おっしゃるとおりに5年後に、前期計画を検証したうえで改めて検討、策定をさせていただいて、議会のほうには提案をさせていただく形で考えてございます。

で、総合戦略でございます。一緒にしていきますということでご説明をさせていただきました。今回につきましては議案として提出をさせていただいた部分は基本構想と基本計画になってございます。委員会等の中でも総合戦略、一緒に説明をさせていただいておりますので、概要版の中に一緒に入れられるかどうか、ちょっとこれから検討させていただきますが、1冊の、本冊子の中には総合戦略を一緒に綴り込んだ形で作成をさせていただきたいと考えております。町民の皆様には概要版の中に入れられれば一緒に入れたいと思いますが、そうでなければホームページ等々での公表をこれまでと同様にさせていただいて周知をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

今、町民に配付される分、だいぶ、概要版でも総合戦略まで入れると、だいぶ、厚くなるのかなと思うんで、その辺はこう、こういう形で、アクションプランも含めて、今後5年間進めていきますよという分は周知できるように是非お願いしたい。

それから、今回提案、議案として提案部分ですので、その部分の抜粋ですので、いわゆる目次っていうか、全然付いておりませんので、実際、その辺に（聴き取り不能）する場合は、最新される場合もそうなんですが、ちゃんとか、見やすく表示できるように是非お願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

そのように対応させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 第八次只見町振興計画（基本構想及び前期基本計画）の策定については、
原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第60号 只見町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思
います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明願います。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第60号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、10月10日に、福島県人事委員会から出されました勧告に基づく給与改定となります。

その勧告の概要につきましては、一つとして、月例給については民間給料との格差2.97パーセントを埋めるため、若年層に重点しつつ、全ての号給の給与月額を引き上げる。二つとして、特別給、期末勤勉手当については0.05月引き上げて、民間の支給状況を踏まえ期末手当、勤勉手当、それぞれに0.025月を配分するというものでございます。

町としましても、この県に準じた内容でそれぞれ条例改正をお願いするものでございます。

つきまして、この議案第60号につきましては、任期付職員の給料と特別給に改訂をするものでございます。給料表につきましては、平均改定率として3.38パーセントの改訂、特別給につきましては年間支給月数0.05月分を引き上げるものでございます。

施行につきましては、給料表については4月1日に遡って改訂をさせていただくと。特別給につきましても年度内改訂ということで、12月部分については支給終わってますので、今回追加という部分で、追加支給をさせていただいて調整をさせていただきたい内容になってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第61号 議会議員の議員報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 議案第61号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本条例につきましては、議会議員の皆様の期末手当の支給率について改正をさせていただ
くものでございます。

県議会議員の報酬につきましても、今回、県の12月定例会のほうに提案をされたという
ことも踏まえまして、町も県に準拠した内容で引き上げをさせていただきたいと考えており
ます。

引き上げ率については同様に、0.05月を引き上げをさせていただく内容のものでござ
います。支給方法等については職員に準じて、令和7年度支給分から改訂をさせていただ
くものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

先ほどの議会議員の皆様と同様に、町特別職の期末手当部分についても県の特別職に準じた形で0.05月分を引き上げをさせていただきたいというものでございます。

令和7年度からの適用をさせていただきたいものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第62号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○総務企画課長（増田栄助君） それでは議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましても、県の人事委員会勧告に基づきまして、給料表また特別給の改訂をさせていただくものでございます。

内容としましては、まず給料表でございます。一般職の行政職の給料表第1表でございま

すが、平均改定率3.21パーセントとなっております。医療職の第1表につきましては3.16、医療職第2表については3.43パーセントの改定率、平均改定率となっております。お配りした新旧対照表をご覧くださいとあれですが、全号給にわたって改訂がなされてございます。そのほか、特別給、期末勤勉手当につきましても合わせて0.05月の改訂ということでございます。施行日につきましては、給料表につきましては令和7年4月1日、期末勤勉手当については7年12月1日に遡って、令和7年度分からの改訂とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 伺いますが、一般職のラスパイレス指数の直近の値を教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 令和7年度におきまして97.9となっております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 財政事情もあると思いますが、いわゆる1に近づけるよう頑張っているだけだと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

まあ、なるべくそうしたいとは思いますが、なかなか、諸事情ございますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、議案第64号 只見町税特別措置条例の一部を改正
する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりました。説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第64号 只見町税特別措置条例の一部を改
正する条例でございます。

只見町税特別措置条例の一部を次のように改正する。

第4条中、令和7年3月31日を令和10年3月31日に改めるものでございます。

附則といたしまして、第4条の規定は、令和7年4月1日から適用するとしてございます。

今ほどお配りしました新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第4条につきましては、地域経済牽引事業促進区域における課税免除を規定したものでご
ざいます。今般、県のほうで、こちらの課税免除の期間の改正が行われまして、そちらの改

正期間に合わせまして3年間の延長ということで、現行、右側になりますが、7年3月31日までを、令和10年3月31までに改めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第64号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第8、議案第65号 只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案の説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） はい。

配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） 議案第65号 只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、只見町の特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中、令和7年3月31日を令和8年3月31日に改めるものでございます。

併せまして、附則といたしまして、条例の規定については令和7年4月1日から適用するとなっております。

今ほどお配りしました新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらの第2条におきまして、課税免除の規定を定めさせていただいております。

そちらの中で、令和7年3月31日までとなっております期間につきまして、一年間延長いたしまして令和8年3月31日までということで条例の改正をお願いするものでございます。

こちらも同様に、県のほうの期間の延長に伴いまして、町の規定も変更させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これ、震災によって受ける町税の特例だと思うんですけども、これに該当するのは町内にございますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） ご質問いただいたとおり、震災の復興に関するものでございまして、本年につきましては町内の事業者で2件の該当がございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 只見町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第9、議案第66号 只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので、配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりましたので、説明をお願いします。

○教育次長（吉津なおみ君） それでは、議案第66号 只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

はじめに、配付いたしました議案第66号資料のほうをご覧いただきたいと思います。

乳児等通園支援事業とは、通称、こども誰でも通園制度という名称で実施されます。

まず、この制度の概要についてご説明いたします。

法律に基づきまして、新たに就労の有無にかかわらず保育所等を利用していない生後6ヶ月から3歳未満までの子どもが月10時間まで利用できる制度として、令和8年4月から全国の自治体で実施されます。なお、従来の保育所や認定こども園の利用はこれまでどおりで変更はございません。

制度の目的としましては、乳幼児が同じ年代の子ども同士が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように子どもの育ちを応援することが主な目的となっております。

本条例制定につきましては、只見町でも令和8年度から只見保育所でこの制度を実施したいと考えておりますので、必要な条例を提案させていただくものです。

それでは、議案第66号条例の主な内容についてご説明いたします。

第1章、総則です。第1条では趣旨。第2条では児童福祉法の規定に基づき、事業を行う施設、設備及び運営の最低基準の目的を定めており、乳児等の健やかな成長と安全を図ることを目的としております。

次に、第3条からは事業を行う施設、設備及び運営の最低基準を定めております。

次に、ページをおめくりいただきまして、第7条から第9条では乳児等の安全確保を最優先として事業所ごとに安全計画を策定し、職員研修や施設点検を計画的に行うことを定めております。

第10条では、職員が必用な知識や技能の向上に継続して取り組むことを定めております。

ページをおめくりいただきまして、第15条になります。第15条では食事提供時の安全管理等について定めております。

第16条から第19条までは内部規定や帳簿の整備、秘密保持、苦情対応について定めております。

次のページにまいりまして、第2章、乳児等通園支援事業についてご説明いたします。

第20条では、この乳児等通園支援事業は、その実施にあたって一般型と余裕活用型に分けて規定してございます。

第21条から第24条までは一般型乳児等通園支援事業を行う場合の乳児の安全と発達に配慮し、乳児室やほふく室などの設備及び必要な面積基準を定めております。

次に、第25条・26条につきましては余裕活用型についての定めとなっております。

只見町では既存の只見保育所の空き定員を活用する余裕活用型で実施する予定であります。

この余裕活用型とは、新たに施設を整備するのではなくて、既にある施設で定員に余裕がある場合に定員枠を活かして子どもを受け入れるものです。

続いて、第27条では記録を書面で作成することが想定されている帳簿や記録について、紙の書類に代えてコンピューターで作成した電子データで保存することを認めています。

最後に附則において、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上が、条例の概要となりますが、今般、新たに子ども誰でも通園制度を行うにあたり、この条例制定によって安全で安心な受入れと国の制度に則った安定的な事業実施を行うものであります。

以上で、議案第66号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどの説明で只見町は余裕活用型でやりたいというお話がありました。

そこである、この中で事業所という表記があります。あとは事業者とかっていう表記もありますけれども、この場合の事業所及び事業者っていうのは現在、どういった方を考える、町でやられるのかどうかをお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、只見町には民間でそういった施設がございませんので、町で設営している公立の保育所で実施することになります。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 22条の、枠の2の、乳児等通園支援事業者の数は乳児概ね3人につき一人と。で、満1歳以上満3歳未満の幼児は6人に一人という配置。これ、国の基準ですけども、実際に、これまで只見の保育所では満1歳から預かってきました。そういう点で

は満1歳未満の子どもを預かるというのは初めてになるのかと思うんですね。この条例でいくと。そういう点では、6ヶ月から1歳未満という乳児については、ほとんどほふくが中心かなという点でいくと、保育士さんの、この従事者の数というのは、これ、対応できるのかなという疑問を持つんですが、その辺での町の保育士さんの対応についての考え方向いたいと思うんですが。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

保育士の体制でございますが、現在の只見保育所の人数で可能だという判断をしてございます。ただ、乳児を受け入れて、これまでいない施設でありますので、保育士の研修ですとか、安心な受け入れ体制の整備のほうは図っていきたいというふうに考えております。併せて、初めて親御さんから離れるお子さんもいらっしゃいますので、こちらの基準どおりの対応ではなかなかいかない部分もあるかと思っておりますので、事前に保育士と十分協議をしたうえで受入態勢のほうを整えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、これ、国の基準は、乳児概ね3人に一人ということですが、町としては3人に一人じゃなくて、その乳児に、預り乳児に対応して保育士はこれに囚われないで対応するというふうに理解してよろしいですか。要するに、子どもさんによっては、乳児、1対1で看なくちゃいけないということもあり得ると思うんですね。そういう場合はそれなりのそういう人的配置で対応していくというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 現在、只見保育所にいる保育士なんですけれども、配置基準に沿った形で配置をしてございます。来年度、入所見込みを合わせましても、保育士の今のところの数というのは基準よりも満たされている状況でありますので、併せて、初めてこう、進める制度でございますので、担当の保育士を配置して、専門でそこを受け入れをする形で整えていきたいというふうに今の段階では考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 委員会の時、聞き忘れてしまったんだけど、いわゆる6ヶ月から親元を離れるということで、どう言ったら、中には、過去にもありますけれども、あるいは先天性、あるいは後天性、ないしは様々な事情で、つまり、健康を保てない事態について、そのような年齢の時には判明しないというか、わからない、大概はあの、相当後になってわかるようなことでありますが、そういったことについての話題というか、話し合いにはなりましたでしょうか。それについてどういう言うつもりはありませんけれども、話題になったかどうかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、まず利用する場合、先ほどのそういった協議がなされたかということではありますが、そこまでの具体的な、まだ協議はしてございませんが、利用の流れとしましては、まずあの、利用希望者に対して利用申請をしていただいて、まず丁寧に、保育所によって初回の利用前の事前面談ということで、事前にあの、お子さんの状況ですとか、生活の様子を面談したうえで受入を整えていきたいというふうに考えておりますので、安全な受け入れ態勢を整えていきたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 俺もその、そこら、どうなんだろうなというふうに考えたということであって、今後、運用にあたっては、今回、今日、ここで、こんな話があったなというふうに思い出していただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

2回目。

○10番（鈴木好行君） ちょっと、あれなんで、またお聞きしますけれども、これ、例えば、登録しておいた子どもさんの親御さんが、今日、急に買い物に行きてえから、これ、月10時間ですよ、買い物に行きてえから1時間だけ預かってけやれっていうふうな形で、ボンと預けて、突然預けていくということも可能なんですか。あらかじめ予約しておいて、この日の何時から何時までお願いしますっていうふうな形での利用になるのか。突然の出来事にも対応できるのか。その辺教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、基本的には予約制ということで考えております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第66号 只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、
原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第10、議案第67号 只見町特定乳児等通園支援事業の
運営に関する基準を定める条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 議案第67号 只見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

本条例を制定する理由につきましては、先ほど議案第66号資料でご説明したとおりでござ
います。

先ほどご提案しました条例は、設備、運営の基準を定めるものであるのに対しまして、本条例は子ども・子育て支援法に基づく国の給付を受けて安定的に事業を行うための条例となります。

条例の主な内容についてご説明いたします。

第1章、総則の第1条では、子ども・子育て支援法に基づき特定乳児等通園支援事業の運営基準を規定してございます。

第2条では、一般原則として、本事業を行う事業者の基本的な考え方を定めております。

ページのほうをおめくりいただきまして、次に第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準についてご説明いたします。

第3条では、時間単位と月単位の利用定員を定め、適正な受け入れを確保するものでございます。

第4条から第32条までは本事業を適切に運営するための具体的なルールを定めております。

第4条では、保護者との面談や説明同意の取得について定めてございます。

ページのほう飛びまして、第11条では支援内容の記録について記載がございます。

第12条では費用の支払いについてが規定されております。

ページおめくりいただきまして、第16条では保護者の相談対応及び必要な援助について定めております。

第19条では、事業運用にあたり重要事項の規定をあらかじめ定めることとしております。

第20条では、適切な通園支援を提供するために、事業所ごとに職員の勤務体制を定めております。

第20条ですね。一番下になります。第20条では、適切な通園支援を提供するために、事業所ごとに職員の勤務体制を定めております。

第21条から第28条においては、事業を適正かつ安全に運営するため、利用定員の遵守、事業内容の情報公開、虐待や不適切な行為の禁止、個人情報保護、苦情への適切な対応など、事業者が守るべき基本的なルールを定めております。

第29条では、事業者は地域との連携や交流に努めなければならないと定めております。

続いて、第30条では、事故発生時の対応や再発防止のための措置について定めております。

第31条から第32条では、会計の区分及び記録の整備について定めてございます。

続いて、第3章、雑則についてでございます。

第33条では、帳簿や記録など、本来は紙で作成、保存することが想定されているものについて、電子データでの作成、保存や電磁的方法による情報提供、同意取得を認めることを定めております。これによりまして事務の効率化やデジタル化に対応できるようにしてございます。

最後に、附則において、この条例は令和8年4月1日から施行することとしてございます。

以上が条例の概要となりますが、先ほど議案第66号で提案いたしました、只見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、こちらの本条例の二つの条例を整えることで、国の制度に沿った適正な事業実施と財政支援の確保を図るものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 67号は、子ども・子育て支援法に基づき国の給付を受けてというふうにあります。66号のほうは児童福祉法に基づきというふうにありましたけれども、66号のほうの乳幼児等通園支援事業のほうは国の給付とかはないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、乳児等通園支援事業と特定乳児等通園支援事業はどちらも、こども誰でも通園制度でございまして、最初のほうの条例につきましては利用者向けの制度というふうに考えていただきまして、後の特定が付くほうが事業者向けの運営の枠組みということで考えていただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） すみません。1件だけお伺いさせていただきます。

議案66号、67号。基準を定める条例とありますけれども、これは国からの法律に基づきまして条例が定められたと思っておりますけれども、国としても、この標準条例といいますか、基準条例といいますか、通達があるかと思っておりますけれども、この中に、この削ってしまうと標準条例にならないと思うんです。ただ、この中で只見町ならではの条例を付け加えたとか、

あれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのようなご質問ですが、国の条例を準拠しておりますので、只見町であえて付け加えたということはありません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第67号 只見町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第11、議案第68号 只見町水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

[資料配付]

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりました。説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第68号 只見町水道条例の一部を改正する条例でございます。

只見町水道条例の一部を次のように改正するとなっております。

第25条の表中、1, 200円を1, 700円に、150円を200円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2条、改正後の只見町水道条例第25条の規定は、令和8年11月検針分の使用料から適用し、令和8年10月検針分以前の使用料については、なお従前の例によるとさせていただきます。

今ほどお配りいたしました、まず議案第68号資料、1枚目でございますが、新旧対照表をご覧くださいと思います。

今般のご提案につきましては水道の使用料金の改訂となっております。

今ほど議案のほうでご説明をさせていただきましたが、基本料金の現在の1, 200円を1, 700円に、超過料金につきましては150円を200円にするものでございます。

これにつきましては、答申をいただきまして、その答申の内容に沿った形でご提案をさせていただきます。

もう一枚、答申書が2枚目に付いてございますので、そちらのほうで概要等についてご説明をさせていただきます。

審議会のほうで審議いただきまして、令和7年11月21日に、こちらの両使用料の改訂について答申をいただいたところでございます。

一枚おめくりいただきたいと思っております。

タイトルで答申とございますが、その下に、令和7年8月27日付け7町第184号で諮問のありました表記の件について、3回にわたり検討を重ねた結果、下記のとおり答申いたしますということで、水道事業及び農業集落排水事業の運営審議会の会長、小沼一弘様から答申をいただいた内容でございます。

議案68号につきましては、水道事業に関連するものでございますので、この答申の内容の中で説明をさせていただきます。

まず2ページ目の1の水道事業についてということで、まず現状でございます。

1行目でございます水道事業については、令和2年4月1日に使用料の改訂がなされ、基本料金を月額100円、超過料金を1立米あたり30円値上げして現在に至っております。

これまで電気料金の契約の見直しや通信機器の更新など、経費削減の努力をされてきているが、やはり近年の物価上昇や世帯減少等の社会情勢の変化により、令和6年度の単年度収支としてはマイナス1,155万2,000円となっており、水道使用料のみで運営経費を賄うことができない状況となっております。

その下になります。これまで保有されていた基金についても、公営企業会計の移行に伴いまして普通預金の中に移行されておりますが、令和6年度末残高で1,901万8,000円となっており、現状の経営状況では今後の運営に支障をきたすことが予想されるとなっております。

その下段になります。また社会情勢についても物価上昇や人口減少ということが見込まれて、水道料金の値上げについてはやむを得ないという結論に至ったということで報告をいただきました。

(2)といたしまして、水道使用料の改定についてでございます。

1行目でございますが、只見町の水道使用料の現状といたしましては、近隣町村と比較すると最も安価であり、町民に対してこれまで優良なサービスを提供してきたことがうかがえるということで、このような中、6年度の収支及び7年度以降の予想収支を踏まえ、今後の物価高騰による維持管理費の増や世帯減少、施設の更新費用など要因を考慮し、使用料の改訂について以下の案とするということで、今ほど申し上げました改定案をいただいております。

3ページ目のほうにまいります。

上段からございますが、今回の改訂料金については、水道料金につきましては、令和6年度の実質決算を参考とした令和7年度の経常的運営収支想定額のマイナスを補うということで、令和6年度の決算で7年度の中でバランスがとれる価格まで値上げをするということと併せまして、将来の負担比率の標準値である3パーセント、併せまして世帯の減少率、そして、消費者物価指数による想定 of 将来の分の物価上昇率を踏まえた水準の部分で改定をさせていただいた内容となっております。

(3)といたしまして、水道使用料の改定期間についてでございますが、今回の料金改定

の時期については前回よりも大幅な値上げとなるために、使用者に対して十分な周知期間、周知機会及び移行期間を確保する必要があるということで、冬期間における暫定使用料清算後の令和8年11月検針分からの適用が適切と考えるところをご意見をいただいております。

これにつきましては、水道の使用料については年2回、検針でございますので、4月1日から改訂をいたしますと、5月に検針させていただいた分、それにつきましては冬の間の使用料も含めた形になりますので、そうではなく、秋の検針分で実際に4月以降に使われた分の料金から、使用料から料金改定をお願いしたいということで提案をいただきまして、今般の附則のほうでそういった内容を盛り込まさせていただいております。

4番目、使用料の納付回数についてでございますが、水道使用料については現在、4期での支払いとなっているところがございまして、今回の値上げにより1期分の支払い金額がさらに増額となり、納付が難しくなる事例が予想され、滞納者が増えるおそれがあるということで、将来的には支払回数の変更を検討されたいとご意見をいただいております。

併せまして、水道施設の、5番目でございますが、耐震化工事の早期促進ということで、現在、老朽配管の耐震化、布設替え工事については鋭意進められるということであるが、引き続き早期に実施していただき、水道管の破裂などを防ぎ、安定的な水道水の供給を図るとともに漏水防止による経費の削減を進めていただきたいというご意見をいただきました。

この答申に基づきまして、今回、条例のほうで料金の提案をさせていただいております。

なお、資料、その後ろに付いてございますが、参考資料1につきましては近隣町村の水道使用料と農業集落排水使用料の比較でございます。

参考資料2につきましては、今回のシミュレーションをさせていただいた中身について、こちらの計算の中でそれぞれ、今回、値上げに対する料金の部分についてのシミュレーションをさせていただいた中での表が付けております。

参考資料3につきましては、農業集落排水ということで、後ほど、次の議案で提案をさせていただきます。

参考資料4につきましては、答申案のとおり改訂をした場合の料金表となっております。

上段が水道の料金の改定後となりますが、只見町につきましては近隣の町村と比較いたしまして、料金改定後も一番安価な料金を保つこととなっております。

参考資料5につきましては、実際の家庭での水量を変更した場合のシミュレーションについて表としてまとめてございます。

こういった部分を含めまして、周知期間を設けて、これら、水道事業につきましては基本的に事業会計でございますので、収入の中で、決められた中で、施設等維持していくというところございまして、今般、こういった経過から料金改定はやむなしということで答申をいただいた内容に沿って料金の提案をさせていただいた次第でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 参考資料2で見ますと、収益的収支、収益的支出、比較すると、これは黒字と。これ、水道料金と経常的な料金と。で、資本的収入、資本的支出の関係は、これはやはり、工事費にかかる、一言で言えば、そういうものだと思いますが。

それで、水道事業のほうでも長期計画と短期計画あると思うんですけど、ここで言ってる、あれですか、現在の耐震化工事の計画は令和15年度ということだと、今からやれば、約8年間の計画というふうに読めますが、この耐震化工事の計画というのは、いつ作って、この15年までになるのか。それで、その中での、国庫補助だとか、それから消費税については、これ、先ほどの資料だと5年間まとめて還付になってますが、これ、仮払いで、仮受けという形にもなっていくと思うんですが、消費税、丸々支出ということにはならないと思うんですが、その辺の関係についても、今後のその資本的収入、支出の関係、要するに、これからの水道事業の耐震化工事計画など含めての計画について、答弁をお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

今の只見町の統合簡易水道事業の老朽化した配管の更新計画でございますが、令和4年度から令和19年度までの15年間、現在、策定をさせていただいております。

そういった中で、昨今なんですけども、非常に補助事業がつきづらかったりとか、補助がついても満額いただけなかったりということでございまして、現在としては19年度までの計画でございますが、それをまあ、少し延ばしたりとか、ということで経済情勢によって、その部分については見直しをさせていただきながら、来年度、発注計画をさせていただく、そちらについては財政との協議も必要ですが、そういったことでやらせていただきたいと思います。

っております。

そういった中で、先ほど資料2のほうで、参考資料のほうでありますけども、下のほうの資本的収入と支出の部分で、おそらく工事費の変動というのが出てくるのお質しであろうかと思えます。こちらのほうで資本的収入と支出に関しては、投資的な部分の当年度の工事費については入っていない形のシミュレーションとなっております。そちらについてはどうしてかと申し上げますと、資本的支出のほうで企業債の償還金と消耗品と修繕費というのが計上されておりますが、企業債の償還金については過去に工事を行った分がこちらのほうに出てまいります。一方で収入につきましては、それに見合った形で町からの補助金、他会計の補助金というような形になります。これが仮に令和7年度に工事が入った場合に、こういった形でここに組み込まれるかと申しますと、工事費にかかった分は基本的に補助金と起債でほぼ賄われる形になりまして、起債の償還は数年後に始まりますので、今、ここの中ですぐに表に入ってくるものではないということで、今回の料金シミュレーションのベースの中では、その部分については除いた形とさせていただいております。では、大きく変動がないのかということもございますけども、現在の計画の中ではそういった中で優良債などを使いながら、この部分の変動があまりないということと考えておりますので、今般のシミュレーションに関しては、その部分は除いてございますが、実際に工事のほうは計画に沿って継続させていただいて、その事業料については変更になるかもしれませんが、その部分は調整をさせていただきながら進めさせていただくということで、シミュレーションのほうと部分と工事の部分、若干わかりづらい点はありますけども、実際に返していく分はそんなに変わらないという中で、今回の料金改定の試算をさせていただいておりますので、そのようなことをご了承いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 委員会でもお話した内容ですけれども、本会議の議事録にも残したいなと思って同じことをちょっと発言したいと思えます。

この水道会計の、改正の件、委員会にお話あった時も、やっぱり、水道が安いというのがですね、その時にわかりまして、尚且つ、美味しいというですね、美味くて安い水が只見町は提供されているということではですね、是非、アピールポイントとしてもすごく強いんじゃない

いかというところがあると思います。実際これは、全国どこの自治体も水道料っていうのは値上げのトレンドにあつて、なかなかこれは抑えるの難しいと思われてるところなんですけれども、それが低い水準でずっと抑えられてきているというのは、これはもっとアピールすべきポイントだと思うし、もしかしたら、美味しい水が、まさに文字どおり湯水のごとく使える町ということになればですね、これは魅力として移住を考えたりとか、もっと、只見行ってみたいなって思わせる動機になるんじゃないかなって思います。こういった部分ですね、もっと町として表に出してですね、なかなかこれ、水道料安いですよって言いながら、町をPRするっていうのは、正直あんまり聞いたことないものですから、なかなかない部分ではあるんですけど、あとなんていっても、これ、美味しい水が飲めてるっていうところですね、ここは本当に一番のポイントになるんじゃないかと思います。で、その一般に対する、

○議長（佐藤孝義君） 外れてますので。

○5番（目黒道人君） ごめんなさい。

じゃあ、ごめんなさい。すぐ終わりますので。

これですね、自治体にはですね、オープンソースであつていいなと思いますので、このノウハウを是非、ほかの町村にも教えてあげていいんじゃないかなって思います。ただ、なにもタダで教えてあげる必要はないかなって思ってますので、視察に来ていただいて、湯ら里に泊まってですね、薪であつたまってお湯に入ってもらったら、お教えしますよというぐらいのことやってもらっても良いんじゃないかと思いましたが、ちょっと発言しました。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 只見町水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第12、議案第69号 只見町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付願います。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 説明をお願いします。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、議案第69号 只見町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

只見町農業集落排水処理施設設置条例の一部を次のように改正するとなっております。

別表第2中、2，200円を2，500円に、220円を250円に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2条、改正後の只見町農業集落排水処理施設設置条例別表第2の規定は、令和8年12月の使用料から適用し、令和8年11月以前の使用料については、なお従前の例によるとしてございます。

今ほどお配りさせていただきました69号資料の新旧対照表でございます。

こちらにつきましては農業集落排水処理施設の設置条例の中にございます使用料の改訂の対象表でございます。

現行の使用料 2, 200 円、右側でございますけども、汚水量 10 立方メートルまでを 2, 500 円に改訂するものでございます。併せまして、10 立方メートルを超える場合の超過料につきまして 220 円を 250 円とするものでございます。

農業集落排水施設使用料につきまして審議の経過ですが、先ほどの答申書の 4 ページ目をご覧くださいと思います。

4 ページ目、2 番といたしまして、農業集落排水事業についてでございます。

まず一つ目、現状です。平成 18 年から事業を本格的に開始され、以降、平成 22 年に使用料を改訂いたしまして現在に至っております。15 年にわたり料金が改訂されていない状態となっておりました。令和元年度から取り組まれた明和地区の集落排水機能強化事業などにより経費削減を図られ、経営努力をされていることが見受けられるとなっております。

その下、2 行ほど飛ばさせていただきます、集落排水の令和 6 年度の単年度収支としては消費税の還付金が発生しプラスとなっているが、令和 7 年度以降の予想収支としてはマイナス 885 万 5, 000 円でありまして、下水道使用料のみだけでは経費を賄うことができない運営状況となっており、集落排水施設使用料についても値上げはやむを得ないとの結論に達したとなっております。

2 番目、使用料の改訂についてであります。近隣の町村の使用料と比較いたしますと、7 町村中、3 番目に安価な水準であり、明和地区の集落排水機能強化事業などにより経費の改善に努められた経緯も見受けられるが、この度、6 年度の収支及び 7 年度以降の予想収支を踏まえ、使用料の改訂について以下の案とするということで、今ほど条例の提案の金額の改定案とさせていただきます。

その下、令和 6 年度の実質決算を参考とした令和 7 年度以降の経常的運営収支想定額のマイナスを補い損益分岐点を確保した料金水準というところでございますが、集落排水事業につきましては、そこの行の 4 段目になります。基金から移行した額を含む令和 6 年度末の会計残高 8, 105 万 8, 000 円、これが基金として、基金じゃないですけども、会計の残高を有しております。また、水道使用料に比べるとすでに割高感があることから、令和 7 年度以降の想定経常的運営収支の損益分岐点を確保できる水準としましたとしております。

今般、水道料金については先ほどの値上げの部分がありますけども、農業集落排水事業についてはまだ基金もあるということもございまして、大規模な工事が終わって償還のみというような状況もありまして、なるべく料金については値上げを抑えたいというようなご意

見もございました。

その中で、今般につきましては、今年度の収支の中でバランスがとれる最低限の額というようところで料金の改定について検討させていただいて案とさせて、答申を受けております。

右側にまいりまして、5ページ目は改定時期につきましては先ほどの水道と同じでございますが、集排料金については11月に検針をいたしまして、12月から料金が適用されますので、毎月の料金の、集落排水事業は毎月の料金払いということになってますので、11月検針分を12月からの適用ということで条例のほうで反映をさせていただいております。

その中で、参考資料3をご覧くださいと思います。

縦長の資料でございますが、こちらが同じように、水道と同じように決算状況から収支の想定をさせていただいた中でございます。

一番下のほうの表にまいりまして、会計収支がある蘭ですけども、案1・2・3というところでございます。

まず案①の885万5,660円につきましてはちょうど經常収支のバランスがとれる金額。そして、さらに②・③につきましては将来的な負担の部分も含めた部分の値上げのシミュレーションをした内容でございます。

集落排水事業につきましては、水道事業の値上げもあってなるべく抑えたい。基金もまだ、多少持っているというようところがございまして、審議会の中でバランスがとれる料金ということで案①の料金想定をする場合の料金改定の組み合わせ例ということで試算をさせていただいて、今般、条例のほうに提案をさせていただいております。

説明については以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 1点だけお伺いします。

水道料金、農集排の料金、今回、値上げということなんですが、今後を見込んで、何年ぐらいたのスパンで、この料金の見直しはやっていかなければならないのか。見通しだからちょっと難しいのかもしれないですけども、大体、5年にいっぺんとか、10年にいっぺんと

か、大体の数字でかまいませんが、その辺のところの見込みですみませんが、教えていただけますか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 私の説明漏れておりまして大変失礼いたしました。

答申書の中に、水道も集排も、水道の中ですと3ページ目の上段のほうの、一つの枠の中の下から2行目になります。約5年後を目途に審議会を開催し、経営状況の確認と適切な料金水準を模索するなど、広く意見を求め、安定した経営を図っていただきたいと。集排についても同様に5年を目途ということで、答申のほうでいただいております。基本的には5年間というような中でやらせていただきたいと思いますが、毎年変わるものですし、事業会計でも今、取り入れられて、決算報告させていただいておりますので、料金の安定的な部分が見えてくるような要素があれば、短くでも、というご意見もいただいておりますので、そのあたり、基本的には5年を目途に、また見直しをしていくというようなことで料金のことは続けさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 参考資料の3の、会計収支というところ、一番下の表でいくと、一番右に、①・②・③とありますけど、②と③の左側の計算式、同じじゃないかと。将来施設維持管理費3パーセントを会計収支のマイナスに乗じる。プラス、世帯減少率2.75パーセント。5年分の平均。プラス、将来物価上昇率7.5パーセント。予想平均を考慮と。この同じ文書で、右側にくると200万ちょっと、金額が変わってくる。というふうな表になっているんですが、これ、水道会計と、この計算式、同じになってますが、この実際の世帯の減少率2.75。これ5年平均。それから将来物価上昇率7.5パーセント。これ、どこからこの数字をもってきてるのか、それを答弁お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 私のほうの資料の説明が十分でございませんで、大変申し訳ございません。

まず、将来の施設の維持負担率の3パーセントというのは国の指標の中で、一般的には3パーセントぐらいが将来対応に、施設の維持管理としてみておいたほうが良いというような指針ございまして、その分で3パーセントとなっております。

世帯の減少率は5年間のこれまでの平均の減少率。さらに将来物価上昇率につきましては、答申のほうにございました、これまでの物価上昇率を踏まえた形の平均をとらせていただいております。

この②と③の違いなんですけども、ちょっと、まず③のほうなんですけども、施設の維持管理費率を3パーセント、料金収入の全体に乗じるというところで、まず、こちらについては、料金収入が例えば集落排水の場合は上のほうご覧いただきたいんですが、一番上の収益的収入の上段、7,834万6,580円。この料金収入の部分に関して3パーセント付加させていただいた金額であります。で、将来の維持負担率3パーセント、会計収支のマイナスといった場合なんですけども、会計収支、水道のほうの方がわかりやすいかと思うんですが、水道の場合に会計収支で1,155万2,213円のマイナスとなっております。こういった会計収支の部分のマイナスを補う形で試算をしたのが②ということで、非常に言葉が似ているんですけども、金額的には料金に対して3パーセントにしたのか、会計収支上の赤字を埋めるための3パーセントにしたのかということで、本来であれば③のように、全体にかかる分を、やはり多く見積もりたいというところがありまして、あとはバランスがとれる部分で①というところがあったんですけども、そのベースとなる金額が、その間をとって会計収支のマイナスというのを目安でこの②というところで、料金改定の中でシミュレーションとして試算の中で入れさせていただいております。

そのようなことですので、そういった数値になっているということでご了解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑ありませんね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第69号 只見町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後3時20分）

